

第9日目（12月22日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は21名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、大平剛君から通院のため欠席、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 ここで、本日より就任されました片桐真司代表監査委員より、就任の挨拶をいただきたいと思っております。

片桐真司代表監査委員、登壇願います。

○片桐代表監査委員 おはようございます。このたび市の監査委員に選任、任命いただきました片桐真司と申します。出身は旧六日町の西泉田でございます。私は前職といいましょうか、JAで最終の仕事は常勤監事をさせていただきましたが、何分、市に関わるお仕事というのはこれが初めてでございます。市並びに市民の皆様のために精一杯、監査委員の職務を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

[拍手]

○議 長 代表監査委員、ありがとうございました。今後ともよろしく願いたします。

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位8番、議席番号18番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 改めましておはようございます。傍聴者の方、大変ご苦労さまでございます。よろしく願いたします。まずは林市長、再選おめでとうでございます。また4年間よろしく願いたします。また、岡村副市長並びに外山副市長、これからもよろしく願いたします。それから、片桐さん、今日初めて会ったわけではありませんが、農協で何年来付き合いをしてきましたので、またよろしく願いたします。

それでは、議長から発言の許しがありましたので、一般質問をさせていただきます。

市長選挙の総括と今後の市政運営について

今回は1項目、市長選挙の総括と今後の市政運営についてでございます。11月15日に投票された市長選挙で、現職の林市長が2万2,534票を獲得し、新人候補に約1万5,000票以上の大差で再任をされました。告示後に南魚沼警察署で新型コロナウイルスの集団感染が確認されまして、選挙戦4日目以降は街頭演説を取りやめ、市役所で感染防止対策の陣頭指揮を執りました。市民に直接訴えることができず、苦しい選挙戦だったというふうなことで振り返っております。そこで以下、2点について何うものでございます。

最初の1点目、今回の市長選挙の総括を問うというふうなことで、告示前の政治活動として街宣車、そして多数の立て看板が設置されましたこと等々についてお伺いいたします。告

示前の政治活動の街宣では、候補者の氏名または氏名類推事項を掲示することもできないとなつていると思います。また、候補者氏名の連呼もできないとなつているかと思われます。今回は告示数日前から活動し、市民から多くの問合せが選挙管理委員会にあったと聞いています。併せて多数の看板が立てられました。一市民から私のところに自分の所有地に無断で看板が立てられて困っているというふうなことで問合せがありまして、撤去させたという報告も聞いております。この議場の中でも心当たりのある方がいるかと思ひます。これらについて市長はどう思われているのか、また選挙管理委員会はどう対応したかを伺うものでございます。

続きまして2番目でございます。今後の具体的な市政運営はというようなことで、まずは新型コロナウイルス対策と6点の重点施策を掲げてありますが、「若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさと南魚沼」等について伺うものでございます。新型コロナウイルス感染対策と疲弊をしております地域経済の立て直しはどうするのか。また、6項目の重点施策として、まず、最初に医療・福祉のまちづくりとして市立病院群の再編、常勤医の確保による経営の健全化の具体的な取組を伺うものでございます。

去年ですかね、外山顧問を招聘されまして、いろいろな今までの人脈等々を生かして自治医科大学との寄附講座が開設されたということで、本当に今まで4年間の実績の中で、これが林市長の一番の実績だと私は思っているのです。言ってみれば、市民病院がちょっと危機的な状況とはいいいませんが、かなり厳しい状況下にあったわけです。これらによってまずは市民の命と安心の医療を確保することができたというふうなことで、これからのことが期待されるわけです。特に林市長のこの4年間、本当にいろいろな意味で、頑張ったこと、頑張れなかったこともあると思ひますけれども、医療についてここまでやってこられたことは、本当に市民の方も評価をしていいのではなかろうかと私は思っております。

併せてまた、外山副市長が就任されまして、今後どういった形で取り組んでいくのかを伺うものでございます。重点施策は6つあるわけですが、それらについてはまた質問席で質問させていただきますので、壇上からは以上でございます。

○議 長 黒滝松男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 改めましておはようございます。2日目、よろしくまたお願いします。それでは、黒滝議員のご質問に答えさせていただきます。

市長選挙の総括と今後の市政運営について

今回、大きい項目で1項目ということではありますが、市長選挙の総括と今後の市政運営についてであります。1点目、今回の市長選挙の総括として、告示前の政治活動としての街宣車、多数の立て看板設置等について伺うということでもありますので、私の思いを語らせていただきたいと思ひます。

私も含め、議場にいらっしゃる議員各位も当然ご承知のとおり、選挙運動の期間については選挙の告示日に立候補届けの受付が済んだ後、そこから始まるものと考えております。こ

れが破られた場合には、正しい公正な選挙は行えません。しかしながら、公職選挙法では、立候補届け前の選挙運動を厳禁しておりますが——これがいわゆる事前運動の禁止でありますけれども——これは選挙活動にわたらない行為、政党その他の政治団体等が行う政策宣伝、党勢拡張、これらのための活動など、いわゆる政治活動については、禁止されているものではないと認識をしています。これはそのとおりでございます。

選挙の告示前に政治活動の範囲を超えて選挙活動にわたるようなことがなく、選挙運動と政治活動をきちんと区別して、明るく公正に選挙が行われることが望まれているところでありますので、そのルールにのっとった選挙が行われるべきものであると考えております。

しかるに、今回の選挙戦を考えてみた場合に、私は一候補者でありますので、大変な思いを持っていましたが、私がそのことについてとやかく言うということは、自分に対して心を鬼にして、これは自重してまいりました。しかし、思いはたくさんありました。私の親戚の土地にまで無断で立て看板が並べられておりました。その方がどういう思いで私に訴えてきたかということは想像にやすいと思います。

私としては、今回のことは候補とか——それはやはり選挙は、選挙戦に立つ者としては、言葉は悪いのですが、はっきり言って本当に死に物狂いであります。そういったことを批判するつもりは少し横に置かせていただいて、我々、市長も議員諸氏も、市民の前に立って市政を行う、それぞれ二元代表制と、昨日もありましたが、そういう立場にあって守るべきはやはり規範、ルール、そしてもっと大事なものはモラルだと私は思っています。

しかるに今回、市民の皆さんから大変な声をいただいた。具体名もいっぱい聞いています。そういう規範を示すべき市民の前で、決まりや法律以上に大切なモラルを守るべき市議会議員が、人の土地であるにもかかわらず断りもせず立てていた行為等については、私は恥ずべき行為だと思っています。こういうことが助長されるならば、私は市民からの市政に対する信頼は全く損なわれてしまうという思いがしておりました。これは猛省を促すべきであると思いますし、私がここで声を大にして言うことをせずとも、市民の皆さんはその行為を全て見ていました。

これから行われるべき選挙戦——これは来年度予定されております。こういう中で市民の目がそのところに影響しないわけではないと私は思います。それを覚悟の上で規範を、そしてルールやモラルを捨ててまで選挙戦をやったのかどうか、私は問いたいと思っておりますが、多くの市民の声がありましたので、代弁をさせていただきたいと思っております。1問目の質問は以上にさせていただきます。

2点目の質問であります。いろいろなこととお聞きになると思われましたので、個別にいろいろ考えてまいりました。これについては先ほど議員が質問席のほうから再度質問されるということでもありますので、総体で申し上げます。新型コロナウイルスの対策、そして「若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさと南魚沼」の6点の重要施策がある。これ以上にもたくさん市政課題はございますが、それは個別にお聞きください。答えたいと思います。

しかし、先ほど医療の話がされましたので、この点に触れます。危機ほどではないかもし

れないかと、黒滝議員はおっしゃいましたが、私の感想を言いますと、危機的状況だと思います。まずは医師の確保の問題、これは大変な課題です。そして構造的に常勤医が少なく、そして疲弊感があって、本当にそのことを思ってお辞めになった医師がいる、この状況下。そして昨年度中にはその医師がお辞めになったということから、考えられたのはたった1人、もしくは2人。この中であって診療の現場は、もう完全に麻痺してしまうという状況が見込まれたわけでございます。そして、一部内科診療科においては制限をかけるという事態もありました。多くの市民はそれに気づかなかったかもしれません。しかし、我々がなすべきことは市民が分かってからでは遅いのです。

そして、病院の本当の健全経営がきちんと成り立っているかに見えますが、一般財源の——私としては法規外のそういう繰出しがあってこそ、今、保たれているという状況を我々は自覚をしなければなりません。このままでいいなんていうことを言う人がいたら、市長には当然ふさわしくありませんし、その課題を抜きにして、財政も含めて南魚沼の現状を語ることができません。これらを市民の皆さんが本当にその不便やサービス低下を感じる前にどんどん手を打たなければいけないというのが、我々に対する使命ではないでしょうか、と思っています。

その点からも今回専門的な見地から——様々な福祉や、そしてまちづくりに至るまでの大きな一番の基礎として医療や命を守る部分がきちんとあってこそ、全てのことが成り立っていると思います。その意味から、異例でありましたし、これまでやったことがない南魚沼の体制であります。そういう専門性のあるところを特に頑張っていたきたいという思いで副市長を選任し、皆さんにもお認めいただいた。まさか反対が出るとは思いませんでした。そこを抜きに南魚沼の現状は語れない。ほかのことをいくら言っても私としては馬耳東風にしかかなり得ない。そう思うぐらい医療のことは大変です。

公立で2つの病院と2つの診療所を運営している人口5万6,000人のまちでこんなところは全国にないのです。そして、全国で最も医師偏在指標が低いと言われている新潟県の中で、なおかつ魚沼が一番悪いと言われている地域。ここで地域医療を何とか頑張り抜くことが我々の使命だと思っていますので、私のこれからの4年間は、このことを1丁目1番地として頑張っている所存でございますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

○議 長 次に選挙管理委員長に答弁をいただきたいと思っています。ご登壇願ひます。

選挙管理委員長。

○選挙管理委員長 市選挙管理委員長の井口と申します。よろしくお願ひいたします。

市長選挙の総括と今後の市政運営について

まず、このたびの市長選挙では、ご承知のように市内で新型コロナウイルス感染症が発生いたしました。市民の皆様及び関係各位のご協力を得ながら、感染予防の徹底を図り、無事、選挙を終えることができましたことに安堵いたしております。

さて、ご質問と関連して今回の選挙で市民からご意見をいただいた主なものは、告示前の

政治団体による街頭演説予告ポスターの設置と街宣車による活動。そして告示後の、いわゆる確認団体による政治活動ポスターの設置と街宣車の活動です。告示前と告示後に分けてご説明いたします。

まず、告示前の政治団体としての街宣車は、あくまでも通常の政治活動をするものです。ですから、選挙運動を行うことは公職選挙法に違反するものです。具体的には選挙名や候補者名の連呼はできないものと認識しております。

同じく、告示前の街頭演説告知ポスターですが、候補予定者を著名人や弁士と並べて掲示して講演会の告知などを行うものです。ただし、このポスターは面積比率や候補者だけが特別に目立つものであってはならない等々の制約がありますが、それを満たしていれば直ちに違法とはならないと解されています。しかし、告示後に街頭演説予告ポスターが掲示されている場合は、市選挙管理委員会から設置した政治団体に対して、公職選挙法に基づく違反文書図画撤去命令を出すとともに、南魚沼警察署長に対して違反文書図画撤去命令についての書面にて通報するものであります。

次に確認団体であります。今回の市長選挙において、確認団体になるためには、まず、新潟県選挙管理委員会での設立の届出を行い、その後、市選挙管理委員会から確認を受ける手続が必要であります。この確認を受けた団体は、選挙期間中においても政治活動が認められます。しかし、選挙運動はできないとされていることから、選挙運動ではないのかといった疑わしい行為があった場合は、南魚沼警察署に対し通報し、当該団体に注意等をするものであります。

市選挙管理委員会では、これからも法に触れる可能性があると思われる行為については、所管の警察署と連絡を密にし、適正な選挙が執行されるよう一層の努力をしております。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長 18番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 市長選挙の総括と今後の市政運営について

若干再質問させていただきます。まずは、今、選挙管理委員長から話がありましたけれども、違法と思われるということですが、それに対してどう対応したのか。また、どういうふうに相手方がそれを受けて、例えばやめたとか、ポスターを外したとかいろいろあると思いますけれども、どういう形で対応して——警察との連携もあると思いますが、警察のほうはちょっと新型コロナウイルス感染症がありましたので置いておいて、選挙管理委員会としてどういうふうに対応して、どういうふうに相手方が是正してきたのかをお聞きいたします。

○議 長 市長。

○市 長 市長選挙の総括と今後の市政運営について

この件につきましては、選挙管理委員会の委員長から答えてもらうことにいたします。

○議 長 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長 市長選挙の総括と今後の市政運営について

今の質問に対しましては、書記長に答弁をさせます。

○議 長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長 市長選挙の総括と今後の市政運営について

ご質問の選挙管理委員会の具体的な対応であります。ご存じのとおり選挙に違反ではないかとか、そういったことの捜査とか取締りというのは警察になるわけですので、まずは私どもがそういった通報をいただいたときには、こういった通報がありましたということを直ちに警察のほうにお伝えするというか、通報するという形になります。

私ども選挙管理委員会には公職選挙法に取締りの権限がないので、なかなか法的に何かをするというのが規定もないですが、ただ、実態はこういった指摘がありましたと、このようなことは私どもが普段、公正な選挙を広報しているわけですので、その観点からもちょっと問題があるのではないかとこのことをこちらから指摘させていただく、連絡をするということもございます。

選挙管理委員会として行わなければいけないのが1つあります。先ほど申し上げた演説会等の告知ポスターです。それが告示後にもあった場合、この撤去命令は選挙管理委員会しか出せません。ですので、警察からそういったポスターの掲示箇所を通報いただいております。告示後に直ちにそのポスターを全箇所調査します。そういったところに違反があった場合は、これは選挙管理委員会の職務として撤去命令ということになります。具体的に、法的に裏づけがある手法はその部分になります。ですので、基本的には警察と連携しながら、警察がそれに対して——例えば警察が警告みたいな、注意みたいなことをしているのかどうかとか、具体的なところはなかなか私どもは分からない部分であります。

以上です。

○議 長 18番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 市長選挙の総括と今後の市政運営について

大体分かりました。先ほど触れましたけれども、立て看板の件、あれは恐らく全部官地であれ民地であれ、許可が要ると思うのですけれども、その辺についてはさっき林市長のほうで、許可は確かに取っていないということでした。選挙管理委員会として、その立て看板は、告示前からもう立ててあったわけですが、それは許可といったことについては、どういうふうに判断をしてどういうふうに対応したのか、お聞きいたします。

○議 長 市長。

○市 長 市長選挙の総括と今後の市政運営について

これも私からはちょっと答弁しないようにいたしまして——市道においては管理者であります。県道は許可がなかったという話は十分聞かせてもらっていますが、全く無許可でやっていると思います。市道については、直接所轄している建設部長のほうに答えてもらいますので、よろしくお願ひします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 市長選挙の総括と今後の市政運営について

今ほど市長が申し上げましたが、県のほうに占用等の届出はありませんでした。県のほうに確認しております。市についても届出がありませんので、占用の許可を取っていない掲示物でありました。それについて直接の指導等は行ってはおりません。道路の通行上、歩行者あるいは自転車等の通行に直接支障がなかったということで、指導のほうは行っておりませんでした。

以上です。

○議 長 18番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 市長選挙の総括と今後の市政運営について

許可を取ってなくて、指導しなかったということですが、交通に支障がなければというようなことですが、それでいいのですか、実際問題。それでいいのですか。許可なく立てて、交通に問題がなかったから指導しなかったという答弁ですけれども、本当にそれでいいのですか。もう1回聞きます。

○議 長 市長。

○市 長 市長選挙の総括と今後の市政運営について

私はちょっと答えにくいのは、自分が候補者でありましたので、その点は十分、分かっていたし、いいなんてことあるわけではないではないですか。私、隣の家のおぼに杭を打たせてくれと言っても、全部その家に行って親父さんに会って、悪いねと言いますよ。もしものときには何かそれに代わるものを持って、悪いけれどもここに何か置かせてくれとか、当たり前なことではないでしょうか。それがモラルというものだと思いますが。

指導すべきだったかもしれません。私が選挙後に聞いている話では、自分のところの首長を決めることに対して、なかなかその辺のところは指導という形——指導をきちんとしろとか、そういう規定上の問題があるかもしれませんが、それはやらなかったということで、そういう連絡を受けました。

本来はきちんと指導すべきだと思います。そうでなければ占用の許可も何も全てのことが関係ないという話になりますから。私はその点は遺憾であります。この首長を決める選挙ということでありましたので、その辺は察していただきたいと思います。私からもおわびを申し上げます。

○議 長 18番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 市長選挙の総括と今後の市政運営について

これ以上は追及をしませんけれども、こんなことが許されるということはあってはならないと私は思うのです。来年もまたいろいろ選挙が予定されているわけですし、毎年のごとく選挙があるわけです。やはりルールはルールできちんと守って、先ほど明るい選挙という話も出てきましたけれども、そういったことで正々堂々と戦うことが、これが本来の姿ではないかと思います。私は相手候補には猛省を促したいと思って、この質問は終わりにさせていただきます。2番目のほうに移ります。

新型コロナウイルス対策と若者が帰ってこられる、住み続けられる南魚沼というふうなこ

とで、市長は公約といいますか、6点の重点施策を挙げてありますが、新型コロナウイルス感染症に関しましては、今、ほぼこの地域では収束に向かったのかなと思っているわけですが、大都市それから新潟市においてもまだまだ感染が広がっていると。一日も早くこれを収束させていかなければならない。ただ、これは我が市単独ですぐにできるものではありませんので、これはちょっと置いといて、医療・福祉のまちづくりのほうの話。

先ほどちょっと触れましたけれども、市長の過去4年間の実績の中でいろいろな人脈を恐らく使ったと思います。先ほど話があったように、市民病院も大変な時期があったわけですが、特別顧問を招聘したり、いろいろなことをやりながら自治医科大学との連携ができて、言ってみれば南魚沼市に自治医科大学の地域医療の学科が——学科とはいませんが、できたというふうなことと同じことだと思うのです。これからどんどん、恐らく地域医療を目指す若い先生方が、こちらのほうに来るのではなかろうかということで期待しているわけです。今後の地域医療を目指す若い先生方が、実際どういうふうこちらのほうにまた来ていただけるのか、見通しがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

やはりこれが今一番、南魚沼市にとって1丁目1番地、先ほど話がありましたけれども、医療についてきちんとやっていくことが市民の一番の関心事だと思いますので、今後、先生方、若い先生方が来ていただくように、また努力していただきたいと思いますが、その辺の見通しも含めてお話をいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 市長選挙の総括と今後の市政運営について

1点目の医療の件であります。市立病院群の再編等、いろいろ訴えております。医療のまちづくり検討委員会からの提言内容を受けまして——それは提言。しかし、これからは南魚沼が自分の意志としてもものを決めていかなければなりません。提言はありますが、それが全てではないわけでありましたが、このことを直ちにやらなければいけないという思いで、市役所に医療対策推進本部を直ちに立ち上げるつもりであります。実行力のある検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

具体的な動きとしては、令和2年度南魚沼市一般会計補正予算で計上させていただいた地域医療対策事業費の調査委託料、これによりまして懸案でありますゆきぐに大和病院の施設の活用が可能であるのか、どういう形でやっていけるのかということにつきまして調査を既に始めさせていただいております。2つの市立病院につきましてはそれぞれの特色を生かして、ゆきぐに大和病院と六日町にある市民病院の2つを当面、1つの病院という位置づけで機能分担を行いながら、また城内診療所につきましては、地域住民の皆さんの交通手段の確保を図りつつ、市民病院への統合も視野に入れながら、これらを真剣に検討していかなければいけないという思いで、まずはそこから始めていきたいと考えております。

医師の確保の問題にも触れていただきました。経営の健全化の具体的な取組として、10月1日からお話があった自治医科大学から開設していただいた寄附講座、学科学的なというお話がありましたが、寄附講座。これは南魚沼地域医療学講座です。これによりまして、特命教

授そして特命助教のお二人から既に来ていただき開始されています。市民病院の常勤医師として勤務をいただいているわけでごさいます、このお二人の就任により、医師不足と言われている当地域の医療体制が、一歩でも二歩でも前に出てきていると私は思っております。市民の安心につながるものと、これは本当に考えます。

今後についてですけれども、自治医科大学との関係が、今、そういう形で強められてまいりました。これは本当に大変ありがたいことでもあります。私は簡単な問題ではなかったと思っております。当市の、強いて言えば魚沼全体の医師確保に常勤医師を招聘し、構造的な非常勤医師への依存度合いを改めていく。このことなしに改革はできないという思いでありますので、経営の健全化にこれをもって努めていきたい。これは南魚沼市だけではなくて、魚沼全体のことに波及する大きな課題であると位置づけて、南魚沼市は率先してやっていくべきであると考えている次第であります。よろしく願いいたします。

〔今後の若い先生のほうは〕と叫ぶ者あり〕

○議 長 18番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 市長選挙の総括と今後の市政運営について

分かりました。今、地域医療を目指すお二人の常勤医が来たことを受けて、今後やはり若い先生方がこの人たちを頼ってといいますか、来ると思うのですけれども、その見通し等々がありましたらお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 市長選挙の総括と今後の市政運営について

外山新副市長が話したいそうであります。もちろん話させたいと思っています。必ずそういう道が開けてくると信じてこれまでやってきておりますので、外山新副市長の話もお聞き取りいただきたいと思えます。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 市長選挙の総括と今後の市政運営について

この地域の医師不足というのは、一朝一夕にできた問題ではなくて、長い年月、日本の構造問題からできた問題なので、そう簡単ではないのですけれども。医師確保については議員がご指摘の寄附講座——寄附講座も今、緒に就いたばかりでありますので、これを足場にして、軽々なことを申し上げられませんけれども、それを拡充できないかということで、もういろいろ模索しております。やはり今回来てくれた2人の先生が非常に優秀なので、兄貴といえますか、そういう人が来ると、必ず評判が呼んで集まるのではないかと感じております。

ただ、こういう問題は南魚沼市だけではなくて、総務省とか自治医科大学とか厚生労働省とか新潟県とか、いろいろなところとの関係を持ちながらやらなければいけないし、私はぜひやっていきたいと思っておりますのは、医療のまちづくり検討委員会のときには現場の人を入れるの入れないのという話がありましたけれども、病院の職員がやる気になっております。病院の職員、それから市長部局のやはり優秀な人間がいっぱいいますので、そういう人

とタスクフォースを組んで、ぜひ、具体的にそういうことを実現していきたいと思っております。話をさせていただきましてありがとうございました。

○議 長 18番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 市長選挙の総括と今後の市政運営について

ありがとうございます。本当に期待をしておりますし、ようやくここまで来たかということで、本当に先ほどの繰り返しになりますが、この4年間の中で市長の実績の最たるものだと私は評価をしております。市民の方もこのことについては大いに評価していただいたり、また期待していただきたいと。

また、外山副市長におかれましては、本当にこのことが重要な問題で、一朝一夕には解決できないかと思っておりますけれども、これからまた今までの人脈等々を生かしながら、大いにご活躍いただいて、安定した医療が市民に提供できるように頑張ってくださいということ、医療のことについては終わりにしたいと思っております。

6つの重点施策の全部申し上げることはできませんが、もう1点、1丁目1番地は医療でございますので、1丁目2番地になりましょうか。新ごみ処理施設について、このことは随分と議論されておりますけれども、市長は常々、来年度中ぐらいにはめどをつけたいというようなことも話されておりますが、6年、7年かかるわけです。早めに場所を選定して準備を進めていかないと、今の施設が今後10年稼働したとして約50億円はかかるような試算も出ているわけですので、一刻も猶予がないと思っております。まずはやはり場所の問題ですね。早く選定をして、次のステップに進んでいかないと大変なことになると。

併せて私が危惧するのは、隣の市のことで、あまりとやかく言いたくないのですが、新しい方に代わられて、また意思の疎通もきちんと図らなければならない。そのこともちょっと心配をしているわけですが、新ごみ処理施設、いいことばかり書いてあるわけですが、熱を利用したいろいろなことだとか、いろいろなことが書いてあるわけですが、まずは場所の選定だと思います。恐らく来年中には、というようなことで市長も考えていると思いますが、いま一度、新ごみ処理施設の場所についての考え方、また時期等々、今の分かる範囲のお答えをお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 市長選挙の総括と今後の市政運営について

今、なかなか前に進んでいないではないかという話をいっぱい伺います。この議場で昨日も話がありました。これは言い訳でなくて聞いていただきたいと思いますが、ごみ処理施設等の建設というのは、非常にやはり時間がかかるものだなと実感しています。最初、大和に入ったときには、もうここでスパッと決めてくれと、そして決めさせてもらいたいということで熱意を持って入りましたが、なかなかそう簡単ではないことも非常に勉強させられたところがありました。

時間がかかっていいわけではありません。昨日もほかの議員からお話があったような、やはり市民全体、ひいて言えば2市1町全体、新ごみ処理施設の存在は必ずなければならない。

そして、これまでのいろいろな疑問点は、少なくとも解消は難しくても安全性の問題や例えば交通が密になってしまう問題や、そして風評被害の問題や、こういう観点が前回もあったわけですが、こういったことについては乗り越えていけるという市民全体の気分というか理解の100%はいきませんが、そういう理解があつてこそ進めていけると思っています。これがこの間、足踏みをしたようにしか見えないかもしれませんが、私はじっくり見ていて随分その点が変わってきたと思っています。

根拠の1つとしては、非常に自分たちの地域に逆に持ってきてもらいたいという話も出始めています。これは2年前には全くなかった話だと私は思っています。これらも含めて市民が期待するのは——当然、迷惑施設では100%はなくなりませんが、そういう施設が利用の仕方によって、私が唱えているような市のこれからの発展、展望といったものを持った拠点となり得る面もあるのだということの理解が、この時間の経過の中で少しずつ皆さんに浸透してきているものと私は確信をしています。

しかしながら、自分のところというところが意図が分かれることは、これは必定でありまして、その点のところには丁寧に構えながら——焦りますが、焦り過ぎずに。そしてご指摘があつたことも無駄には聞いておりません。青写真をきちんと示して、ではその隣に造るべきはこういうものであるということの具体性を、もう少し私としても踏み込んで——これは2市1町の理解を得ながら。そして、南魚沼市としても自分の足でも立つという気概も持ちながら。他力本願だけではいけませんので、どうしても立地の場所の問題がありますから。こういったことも考えながらやっていくことだと思っています。

まずはご指摘のように、新しい市長さんにもなっております。いろいろありましたので、まだ我々は会っておりません。まず信頼をきちんと形づくりながら、そして忌憚なく何でも言える関係を持ちながら、今後のことについて新しい課題も出てきておりますので、きちんと話をして。しかし、その話をしている工程というか、内容がきちんと市民の皆さんには伝わるようにも努力をしながら、公開の中でやはりそういうことが行われていくべきだと思っています。このごみ処理施設の用地選定については、大変やはりシビアな問題が絡んでいるので、100%今申し上げたような全公開の下でできないかもしれませんが、何としても場所を、適地を見つけて、そこにきちんと決めていく。そこからしか物がなかなか動いていかないという思いがありますので、懸命に取り組ませていただきたいと思いますと考えているところです。

これが2期目の私の1丁目1番、2番——医療が上かという、そういう比べ方はできませんから。この2つは特に心を砕かなければいけない。そして公約の1つであると思っていますので、よろしくをお願いします。

○議 長 18番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 市長選挙の総括と今後の市政運営について

6つのことを全部申し上げるわけにはいきませんが、新ごみ処理施設については期待をしておりますので、またよろしく願いいたします。

もう1点だけ、災害に強い南魚沼市にというようなことを掲げてあるわけですが、

事前防災対策強化とか、河川、砂防の整備を国、県に要望してきます。あともう1点、降雪時の除雪従業員の担い手を確保いたします、というふうなことも書いてあります。

そこでお聞きしたいわけですが、災害に強い南魚沼市。今の雪も災害であることは間違いないと思いますけれども、特に国のほうでは、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化計画を閣議決定されました。

そういった中で砂防道路に加えて、こども園だとか医療・社会・福祉施設等への耐震改修等も含まれるというふうなことも書いてあるわけですが、15兆円を予算化してあるわけですので、今までの人脈を生かして、これをやはり我が市に持ってきていただいて、市民の安全・安心、事前防災といったことに取り組んでいかなければならない。ご案内のように今は新型コロナウイルス感染症と雪ですけれども、いつどこで大雨が降るかも分かりません。また、地震等々もいつ来るかも分かりませんけれども、そういったところに備えていかないと大変なことになるということです。防災、減災について考え方をお聞きいたします。

○議 長 市長。

○市 長 市長選挙の総括と今後の市政運営について

市長職になって4年、もう少したっているわけですが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響であまり足しげく東京に通うことはできませんでしたが、通常であると計算しますと大体10日に1回、議会がないときは大体1週間に1回はという形で東京に足を運んでいます。多く行く場所は何といても筆頭は財務省及び国土交通省であります。そのほかいろいろな国会議員の皆さんのところや、ほかの省庁も時にはありますが、何といても第一番はその2つの省であります。こういう中でかなり顔も覚えられました。向こうは代わりますけれども。そういうことがやはり安定した市政というか、要望活動も含めた様々なことに影響してくるものかと、ちょっとだけ気がつき始めています。

この中で例えば六日町、それから浦佐バイパスも、これは防災の観点もものすごくあるわけです。もちろん砂防はそうです。全てあります。こういったものについてやはり満遍なくやっていくこと。先ほど言った、新しいそういう国の予算がこれから枠を取ることについても、そういったところをまずは伸ばしていくこと、早く工事を完遂していただくこと。こういったことに心を砕いていかなければならないと思います。新たな問題も当然あります。長寿命化の問題や橋梁も含めて、ものすごい数があるわけでありまして。こういったことに心を砕いていかなければならないと思います。

しかし、根底にあるのは人だと思っていまして、今回この雪の大変な集中降雪の中で思いが至るのは、地域力を低下させてはいけないという思いがあります。なので、予算だけの問題を超えて地域を守るというのは、そこに住み続けている人たちの地域力を低下させてしまっては全く駄目だ。なので、この議場でもよくテーマになる12の地域づくり協議会や、それと連携した行政の在り方、様々なこと、そして何といても建設業の皆さんの担い手、高齢化の問題があります。もう既に今回これに直面しています。こういったことも含めて、例えば除雪出発式や除雪の達人選手権、遊びでやっているわけではないのです。そういうことを

全部考えて、やはり地域づくりをやっていかなければならないということを、今さらながらに今回また雪を目の前にして思っているところです。

何としても、国や県はありますが、基礎自治体を守り抜くのは我々である。住民の命、財産を守るのは何といっても前線にあるのは我々だという思いで、そのために足らざるところ、これをいかに補完していくか。そして伸ばすべきところは伸ばす、やるべき仕事をこなしていく。このことに尽きると思っていますので、いろいろ予算がついたら獲得にももちろん飛んでまいりたいと考えています。

○議 長 18番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 市長選挙の総括と今後の市政運営について

最後にしますが、本当に再選おめでとうございます、まだまだ本当に課題が山積しておりますので、まず体にはご自愛いただいて、ちょっとスリムになったほうがいいかと思いますが、そういったことも含めて体には十分ご自愛いただいて、この4年間をしっかりとまたやっていただきたい。我々もしっかりとサポートをしていきますので、よろしく願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議 長 以上で、黒滝松男君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで、休憩といたします。再開を10時35分といたします。

[午前10時21分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前10時35分]

○議 長 質問順位9番、議席番号20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 おはようございます。市長、当選おめでとうございます。また、両副市長並びに監査委員の皆様、今議会での就任おめでとうございます。共に飛躍する南魚沼市をつくっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

一般質問に入らせていただきます。本当に昨日はまた豪雪で対策本部ができたということで、非常に新型コロナウイルス感染症で南魚沼市は有名になって、また、豪雪でメディア等にも出てしまったということもありますけれども、しっかり対応していただきたいと思います。質問に入らせていただきます。

1 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の対策についてであります。(1)であります。インフルエンザ予防接種費用の補助について伺うということであります。この近隣を見ますと、我が市と湯沢町は65歳以上、ほかの近隣も65歳以上をやっていますけれども、ほかの魚沼市、十日町市、津南町は、子供は特にですけれども、魚沼市に至っては市民全体に何らかの補助を出しているということであります。

コロナ禍ということで、非常に今は新型コロナウイルス感染症対策でマスクや手洗い、うがい等をしているおかげで、多分、インフルエンザも少ないのかと思っていますけれども、

冬にかけてこれはどんどん出てくる病気でありますので、ぜひ、この予防はやっておくべきではないかと、その補助をするべきではないかと思えます。

初期段階では風邪もインフルエンザも新型コロナウイルス感染症も同じような症状から始まると思っております、保護者などからすれば、なるべく病院には行きたくない、子供にかかってほしくないという思いがあると思えます。見分けというものは、初期段階ではなかなかつかないものではないかと思っております。

今回、南魚沼市で発生いたしました、南魚沼警察署からの新型コロナウイルス感染症ですが、市の広報やウェブサイトで相談窓口は保健課、また県では保健所となっておりますけれども、その辺りの周知が市民にはなかなか徹底されていなくて、初期段階で個人医院やかかりつけ医などに行かれますと、そこから拡大するというように、初期での対応が非常に大切かと思っております。そのためにはやはり周知をしていくことが絶対かと思っております。このたび私の聞いた話によると個人医院に行ったそうであります。そうしますといろいろ保健所が来たり、周囲の目もあると思えます。

また、警察署関連によって、家族だったり対象になりますと、学校を休む、保育園を休む、職場を休むといったようなことで、市長がいつも言っている、個人はなかなか特定できないといっても、やはり休んでいるとなれば、そういう声が出てくるのかとも思っておりますので、そういうことは市がしっかりやっておくべきではないかと思えます。

また、インフルエンザの予防。子供ばかりではありません。医療従事者等も大変な思いをしているわけなので、そういう観点からも、このコロナ禍においてインフルエンザ予防接種費用の補助はしていくべきではないかと私は思っておりますが、市長の答弁を求めたいと思えます。

(2) です。今ほど言いました、11月に新型コロナウイルス感染症が出てから、市内の飲食店をはじめ、ホテル業、旅館業、そして理髪業とかも聞いていますけれども、10月ぐらいまでは景気も大分盛り返してきたところですが、忘年会などの宴会等が全てキャンセルになったと。1日でいいますと多分数十万円から大きいホテルや旅館ですと100万円単位のお金が消えてしまうのかと思っております。

そういった中で今後の経済対策について市としてどうお考えか、お聞かせいただきたいと思えます。一番いいのはやはり現金給付になるのかと思えますけれども、市で今言ったような業種以外、どういった把握をしているのか。市内に感染が始まってからどれくらい落ち込んでいるのか、分かるようでしたらお伺いいたします。

壇上では以上で終わります。

○議 長 塩谷寿雄君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、塩谷議員のご質問に答えてまいります。

1 新型コロナウイルス感染症対策について

まず1点目、大項目の新型コロナウイルス感染症対策であります。1つ目、インフルエン

ザ予防接種費用の補助について伺うということでもあります。本来の予防接種の目的は、今回の新型コロナウイルス感染症のように、公衆衛生上極めて重大な感染症で、集団免疫を持たないことで経済活動が停滞する状況のときに、公費を使って行うという事業とも位置づけられております。

季節性のインフルエンザ、いわゆる我々が通常よく言っているインフルエンザにつきましては、国において任意接種の位置づけとなっております、国民の中でもセルフケアとして接種するワクチンとして定着して、予防への意識が高まっていると考えています。

2019年から2020年まで、昨年から今年に至るシーズンのインフルエンザの流行は、新型コロナウイルス感染症の予防と共通する感染予防対策である、何といたってもマスクの着用、そして手洗い、うがい、また咳エチケット、室内の消毒、こういったこと。3密を防ぐということもあったのでしょうか、これらも含めて市民の皆さんが十分に実施された結果、私どもの市としては最小限にこういう感染を、新型コロナウイルス感染症もそうではありますが、インフルエンザについては非常に低く抑えることができた——これは全国的にそうですけども——と思っています。国、県共に警報基準値が30——これは1定点当たりの患者数ということではありますが、これに達することもなく流行期を2019年から2020年のシーズンは終え、今年度春から秋にかけての患者の報告も例年に比べて非常に少ないという状況であります。

このような状況から、議員ご指摘のインフルエンザ予防接種費用の補助につきましては、当市としては65歳以上の高齢者などの定期接種以外の方については、現在のところ考えておりません。湯沢町と南魚沼市は同じ状況でやっておりますが、お話のありました魚沼市につきましては、全市民が対象となるような形で、これは特に生後6か月から18歳までの方については接種1回当たりが2,000円の補助、そして19歳から64歳までが1,000円の補助。半額になるわけであります。回数については13歳未満が2回、13歳以上は1回という形になっておりますし、十日町市では中学3年以下の子供に2回まで補助で、1回当たり1,000円、こういったことはご存じだと思います。津南町も同様な形を取っています。

私としては政策的な形で様々な対応していくわけですが、この保健の業務につきましては、専門性からの見地というのも非常に大切だと思っております、現在のところ、今ほど申し上げたインフルエンザにかかるという率が非常に少なく抑えられている——これは新型コロナウイルス感染症の対策の結果ということではありますが、この状況の中では現在のところ考えていないという答弁になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目の部分であります。11月に新型コロナウイルス感染症の感染者が出まして、様々な業態で今どういうふうになっているかということでもあります。市としては雪恋プレミアム旅行券の発行、これがなかなか厳しい状況であるというような観点。様々ありますが、新しい支援策を当然考えなければいけないという気持ちを持って臨んでいます、やる時期、そして何ができるのかということの中で、経済支援の刺激策という部分で、例えば南魚沼市プレミアム付き飲食・宿泊券のときのような形、そして雪恋プレミアム旅行券のような形というところでは、ちょっとなかなか難しいのではないかと考えています。

議員から本当は一番いいのは現金給付だというふうに話がありましたが、なかなかそれが難しいということになるとどういった手が打てるのか。我々の側としては、どのようなことができるかということで今、検討しています。ぜひともこれまでも同様であったように、議会からの、例えばこういう方策を考えるべきであるという提言も含めて、新型コロナウイルス感染症対策連絡会議の設置もしていただいているはずですし、業界からの声にも当然耳を傾けて、総合力で対応していかなければならないと思っています。今日はすばらしい一般質問の場にありますので、提言も含め、第1項目のインフルエンザの予防接種についても、私の見解と当然違う点もお持ちだと思いますので、こういうところはどうなのだというので、ぜひとも活発なご提言等をいただければ大変ありがたいと考えていますので、よろしく願いします。

〔「窓口」と叫ぶ者あり〕

窓口の一本化。これは現在やっているとおりで私はいいいと思います、議員ご指摘のとおり、みんなが分かるという徹底。これが一番大事ではないかと思っているので、新たにどこかにつくるといのは、またいろいろ、ごちゃごちゃになるというところもあると思うのです。なので、今やっているところの周知徹底をきちんと図っていくこと。これがまずは望むべきところではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 新型コロナウイルス感染症対策について

まず、1点目のインフルエンザ予防接種費用の補助ということであります。市長の答弁も分かりますけれども、今、クラスターという言葉があります。小学校、中学校、また保育園でも、インフルエンザのときにはクラスターという言葉はなかったのですけれども、コロナ禍になってクラスターという言葉をよく耳にするようになりました。実際は昨年、令和元年に小学校で、我が市で17学級が学級閉鎖となつています。

こういうことになりますと、インフルエンザだったらいいのですけれども、新型コロナウイルス感染症は、まず、初期症状が分からないということが非常に大変だということと、保護者からすればやはり子供を守りたいということと、先ほど言ったように病院にあまり行きたくないというような観点もあると思うのです。なので、接種を全員がするかしないか、それは先ほど市長も言ったように任意になっていますけれども、コロナ禍ということであらう補助は必要ではないか。今まではほかの自治体はやっていたかもしれないのですけれども、うちの市はコロナ禍なので、こういうすみ分けをなるべくしていつて、対策を打つていつることが望ましいのではないかと私は思ひます。

年を取れば免疫ができてなかなかかかりづらいつという人もかなりいるかとは思ひますけれども、やはりお子さんというのは学校にも通つていますし、保育園、幼稚園にも通つていつるわけなので、そういうところでの発生というのは、がっつ広がる。今はコロナ禍なので、給湯器も入れて予防もしていますけれども、しつかり手前で予防ができれば非常にいいのか

と思っています。

今年に至ってはワクチンが少なく、もう大分なくなっているように伺っていますけれども、また、そういうものが手に入るのであれば補正予算をつけてでもやったほうが、市民の安心・安全を守るには、私はいいかと。それは限定がどこの年までなのかというのは分かりませんが、そういうような実態があるので検討すべき課題ではないかと。今、市長からはもうやらないような答弁をいただきましたけれども、予算も関係するけれども、検討すべき課題だと私は思いますが、答弁を願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス感染症対策について

予算のことでやらないというふうには、まずそこから考えるつもりはないです。ただ、先ほど言ったように、全体の子供さんだけ——本当は全世代ということになるのでしょうかけれども、その辺の観点、そしてこの問題の捉え方。これについて私は専門家ではありませんので、福祉保健部からまずは答えてもらって、そこからちょっと話を始めてみたいと思います、どういう観点でなかなかやらないということも含めて。必要があれば果敢に取り組まなければいけない内容だと私は考えているので、この点からちょっと話をしてもらいたいと思います。福祉保健部のほうから答えてもらいます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 新型コロナウイルス感染症対策について

今ほどの関係でございますけれども、議員のほうからもご指摘のとおり、近隣の市町村でもこういった支援がありますので、私どものほうでも南魚沼市としてどういった対応をしておこうかということも検討いたしました。

今年につきましては、コロナ禍だからこそ必要という意見もありましたし、ただ、今の状況の中で、11月、12月、こういった時期に医療機関にインフルエンザ予防接種ということで集中するという状況も見てとれるのではないかと懸念がありました。

昨年から今年にかけての新型コロナウイルス感染症関係での予防——答弁にもありましたけれども、予防によりまして、インフルエンザの感染が非常に抑えられている。これは当市だけでなく、全国的にそういった傾向が見られるということがありましたので、ここで助成制度を行って非常に医療機関に集中させ、また負担が増えることを考えると、今年度につきましては、この関係は控えたほうがいいたろうという結論になりました。

今後の対応につきましては、近隣の状況、また新型コロナウイルス感染症の関係、インフルエンザの流行の関係、こういったものを十分調査した中で検討が必要なのではないかと考えております。

以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 新型コロナウイルス感染症対策について

先ほど来言っていますけれども、やはりコロナ禍でみんなが気をつけているので、インフ

ルエンザもかかりづらいというのは認識でみんなあると思うのですけれども、やはり任意という部分。全員が受けるか受けないかは分からない。全員分を用意しておかなければいけないのかもしれないけれどもそういう部分と、うまく回そうと思えばできると思います。

どういところから回していくかといったら、やはりお子さんから先かとか、やはり 65 歳以上は補助がありますので、お子さんから先になるのかと思います。やり方次第ではあまり混雑せずに行政が主導で、どの地区はこうやっていきましょうというふうに促していく。今後、多分、新型コロナウイルス感染症のほうのワクチンなどを打つときも、そういう集団接種というものがどういう形であるかということもあると思います。その辺は行政が主導でうまく回せられるものではないかと私は思うのです。やはりそうなってくると、予算ではないと市長は言うけれども、結局、予算が関連してくる問題もあるので、どの程度の範囲でやるのかという部分も、やはり予算の範囲かと思しますので、その点の答弁をいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス感染症対策について

今回、我々の見解はきちんと述べさせてもらいましたが、指摘されているところは十分そうだなと思って聞いているところもあります。ちょっと検討は開始させてもらいたいと思います。

加えて、これはほかの、特に子育てのこととか、こういう医療のこととかで、各自治体間の競争というのは本当におかしいと思うのですが、どうしてもそういう観点もあります。移住政策的なところもあるわけです。そういうことに心を配っている自治体に、ということもあるし、それ以上に本当はここに住んでいる市民のためですから、こういったことを考えて、どういうことができるのかということについては、これはここでちょっと問答してもしようがないと思いますので、これは十分検討させてもらいたいと思います。

以上です。

○議 長 20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 新型コロナウイルス感染症対策について

今年に至っては、やはりワクチンも少ないということもありますので、なかなか難しいのだらうと思いますけれども、やはり十分検討し、これは子供もそうですけれども、医療従事者とかも非常に大変なところもあります。今回は魚沼基幹病院に入ったと思っているのですけれども、そういう中で今度は帰れない看護師さんとかも出てくるという話もあるので、その辺が新型コロナウイルス感染症なのかインフルエンザなのか、風邪なのかという部分はしっかり分かるように、なるべく予防できるのは予防していったほうがいいのかという観点で話させていただきました。

あとはもう 1 点、窓口です。やはり今、市長が言ったことでいいと思うのです。その徹底が、みんなが分かっているならば、まずその保健所か保健課に電話をかけてからスタートすればいいのですけれども、発熱したときにかかりつけ医にぼんち行ったり、何か症状がそうだ

など思ったときに行ったということになると、やはりそこが大変になるのかと思っています。

それを多分、まだみんなが分かっていないのではないかと考えていますので、それをもう少しちょっと広めるには、広報、ウェブサイト以上にやはり区長とかから分かっていただくほうがいいのか、その辺は何がいいのかは私も手法的には分かりませんが、もっと告知を全員が分かること。いずれ市長も市内から出ると言っていたわけですので、そのときの初動が絶対大事だと思いますけれども、その辺で市長のほうで何か考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス感染症対策について

今のことをお聞きしますと、区長さんとかはちょっと違うかと思って、やはり一番は保育園、それから学校関係。例えば子供さんがやる場合であれば、そういったところからの話の伝え方というのは非常に大きいと思います。

例えば熊の騒動でもそうでした。学校のところにやはり先に手をつけていくと、市民全体の危機意識が高まるということもありました。バスをすぐ運行するとか、ああいったことに効果もあったところで学んだところ。なので、そういったところからの周知の仕方というのはあるのかと思います。

この点につきましては、そういうことを始めることによって逆に窓口の周知徹底も、例えばワクチンをやることにするとかといったときには、皆さんへの周知の徹底が図られていくことにも効果が出るのかと考えていたりしますので、これはちょっと十分考えさせていただいて、やっていきたいと思っております。

以上です。

○議 長 20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 新型コロナウイルス感染症対策について

ちょっとかみ違っていたので。そういう窓口の一本化について広報するには、区長とかにこういうふうに絶対したほうがいいよという話をすれば、やはり集落に分かるので徹底ができるのか。窓口です。インフルエンザのことではなくて、窓口がやはり分かっていない方も多いと思うので、そういうことでの話でした。

2 番のほうに移らせていただきます。警察署からのクラスターということで、全国で警察からこれだけのクラスターが出たというのは、南魚沼市が初だったと思います。飲食業だったり、宿泊業の大きい宴会を抱えるところとかも一気になくなったわけでありまして、南魚沼警察署から市に対してのおわびぐらいは来ているのかと思いますが、こういうことで本当に閉店に追いやられている方もあり得る可能性がかなり出てきたということです。

この 11 月、12 月というのは一番の稼ぎどきだと思っていまして、それが一気に南魚沼警察署から始まった新型コロナウイルス感染症ということで、今はもう東京、全国ということでどんどん出ていって、テレビ、メディアをつけてももうずっとその話ばかりでありますけれども、そういった観点では早い対応が必要ではないかと。担当部が市内で 11 月からの落ち

込みというものがどうかということが分かれば、教えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス感染症対策について

警察署のことを話します。警察署のクラスターの前に2人出て、その後クラスターが始まったわけですが、そのときから連絡を非常に密にさせていただきまして、様々に対応いただきました。私の思いとしては、これはちょっと間違っ取ってもらって困るのですが、警察署の発生、場所が警察だったということがその後の封じ込めについて非常に有効だったというか、よかった。なぜかという、行動記録とかがきちんとしているということでもあります。それをもってホットラインも結びながら、様々なことをやり取りさせていただきました。

しかし、そのときに、その後、収束感が出る中で、今ほど議員がお話しされた、市民の皆さんから大変なやはり思いですね。そこが発生したことによって経済への影響、これはものすごいものがあるということは、きちんと伝えなければいけないと思ひまして、私からも伝えておりました。あれは何日だったか、ちょっと後で調べれば分かりますが、警察署からは署長、そしてそのほかの方も含めて市長室に来られて、きちんと正式に謝罪、そして状況の報告等も含めてしていただきました。県警からも謝罪の話が出ました。極めて異例だと思いますが、そういうことになりました。

その席で、そういう意味で市民からの信頼の問題も含めて大変な課題がありますので、今後とも気を引き締めて頑張っていたいただきたいという話を、市長として伝えさせていただき、しかし、片方ではこの状況下でも治安をきちんと守り抜いていただいたこと、これにお礼の言葉を逆にこちらからもかけさせていただいたところでもあります。謝罪も、そしてこの状況下の中で警察、県警本部が取ったそういう——地域問題にならないよというこの様な思いがありますが、そういうことが行われたということ報告しておきたいと思ひます。

経済の影響につきましては、担当部、担当課のほうから答えてまいりますので、よろしくお願ひします。大変な状況がやはり生まれていると思ひます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 新型コロナウイルス感染症対策について

経済のほうの状況であります、確かに新型コロナウイルス感染症が発生した時点で、昨日、プレミアム付き飲食・宿泊券の答弁でもありましたが、一時期落ち込みました。その部分につきましては、12月に入って回復傾向にあります、やはり大きな旅館関係の宴会が、忘年会、新年会等がほとんどゼロに近い状況でありますので、非常に落ち込みが激しくなっているというのが現状であります。ただ、様々な機関によってはそこを宴会からテイクアウトに切り替えたりして、なるべく被害が大きくなならないような配慮いただいているところもございします。

そしてもう1点、付け加えさせていただきますと、雪国青年会議所と南魚沼市、湯沢町と

というのはコロナ差別ゼロ共同宣言というのを発しております。多くの賛同団体もある中で、今、私たちが注意といいますか、世の中に訴えかけなければいけないのは、私たちが今、戦うべきなのは、ウイルスであって人ではないということでもあります。どこから発生した状況でこういう影響が出たというところの部分もあるかと思いますが、そこを踏まえた上での経済対策、ここら辺は産業振興部としてはしっかり見極めて行いたいと思っています。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 新型コロナウイルス感染症対策について

今ほど言われたように、新型コロナウイルス感染症になりたくてなっている人はいないと思っています。気をつけていてもなってしまうものだとは思っていますけれども、実際こういうふう起きてしまって、もし自分が起業していて閉店になれば、道徳ではそう思わないでほしいとは言うかもしれないのですけれども、やはりそういうことを思うのではないかと私は思います。

本当に飲食やホテル業、いろいろなところもかなりの対策、アイデアを出してやっていますけれども、なかなかそれでは追いつかないのが現状だと思っています。市長も、なるべく会は出ていく、やりたいというような考え方だとは思っていますし、なかなか制限をかけられるものではないのです。国もこれほど大勢になってくると、今のメディアを見ればもう飲食業を名指しでやってくるわけですので非常に——今まだ出ていない地域から、出ている地域、また田舎、いろいろあるかもしれませんが、全部が同じ考えでなくてもいいのではないかと個人的には思っています。

やはりゼロを掛ければゼロのわけです、それがどこから感染を持ってくるのか分からないのですけれども、その辺を市としてどういうふうに対応していくか。一番はさっき言った現金かと思っていますけれども、それも市も限られた財政の中でどれぐらいできるかというのもあると思います。いろいろ検討の上で、この点については早急に考えていくべき問題だと思っていますが、市長、答弁を願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス感染症対策について

昨今のマスコミ等の何ていうのですか、たたき方というか、首相もいろいろありましたが、極めて何か危険な感じが私はしています。さりとて、今、市長職として新年会も、そしていわゆる取り沙汰された忘年会——忘年会という言葉が、またそこがたたかれたりしていますが、そういうことではなくて会食を含めたものは、市長職として今、全くゼロ。そのぐらい。

私としては呼ばれたところはもう行こうというふうな気持ちは持っているのです。経済も含めてだと思っているのでありますが、そういう会が全くないという状況を考えますと、いかにそういう業態の皆さんが大変になっているかということを実に思っているところでもあります。

でも、今ここでこうやろう、南魚沼モデルで街に繰り出そうということをやろうと、そこまでのものを私はちょっと今感じるができないので、極めてあれで

すが、収束感が出たときの例えば対応、それは景気刺激策としてできるし、その辺のところの準備もしていないわけではありません。しかし、たった今やるべきことは何なのかということが、なかなか思いがまとまらないし、議会の皆さんの前にも示すことができない。多分、皆さん側もあまりないのではないかと、そう思っています。

ここは皆さん、我々で本当に今必要なことを真剣に考えなければいけないと思います。これは市長サイドだとか、議会サイドだとか、そういうことではないと私は思うので、できましたら、これまで同様に様々な提言、アイデア、そして本当に市民の皆さんに寄り添った形のやれること、そういうことをぜひ提言いただければと思います。

こちらも窮地というか、そういうふうな思いでやっていますし、皆さんもそうだと思いますので、ここはそういう気持ちを寄り合わせてやっていかなければならないのではないかと思います。この先のいろいろな刺激策については様々、復興期を迎えるとか、収束期にはどうするかということは、これは果敢に取り組んでいくべきことだと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議 長 20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 新型コロナウイルス感染症対策について

G o T o キャンペーンも延期ということで、また1月11日まででしたか、延期になったと思うけれども、また多分、人が動き出せばまた同じことになるのかと思います。ここで収束を願いたいとも思いますし、冬場稼ぐ南魚沼市としては、今は災害級の雪が降りましたけれども、・・・に降った雪を生かして、やはり稼げる産業を持っている南魚沼市なので対策をしっかりした上で、これから先に向かっていていただきたいなと思っています。2番については終わります。

2 うおぬま・米ねっとへの加入者拡充について伺う

大きいほうの2に移ります。うおぬま・米ねっとへの加入者拡充についてということであり、市長も議員時代、地域医療対策調査特別委員会の委員長をなされていて、うおぬま・米ねっとというのは、委員会でかなり出てきた名前だと思っています。

今、3市2町の中での加入率は平均20%ぐらいになっていますけれども、一番入ってほしい方というのは、やはり持病をお持ちの方とか、毎日薬を飲んでいる方、大病を患ったことがある方とか、事故で大きい手術をした方は、入っておくと災害時とか事故が起きたときには、うおぬま・米ねっとですぐにつながるということで、促しておいたほうが良いのではないかと、と思っています。

この9月には田部井先生を中心とする、福祉施設等に行って高齢者の方をうおぬま・米ねっとに呼び込もうというような委員会も立ち上がっていますが、これについて今の加入状況を見た中でどういうふうに思うのか。所見を伺っていきたくと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 うおぬま・米ねっとへの加入者拡充について伺う

塩谷議員の2つ目の、うおぬま・米ねっとへの加入者拡充についてという内容で、まず前

段は少し状況を説明します。魚沼医療圏における医療情報連携ネットワークとして、平成26年度からスタートしているうおぬま・米ねっとですが、昨年度から介護サービス分野と連携できるシステムを導入したと。詳しくは、もし質問があれば、本当に直接の担当者に話をしてもらいます。十日町地域、それから魚沼地域、南魚沼地域、それぞれに地域の実情に合わせて運用を進めているということでございます。

うおぬま・米ねっとの加入状況ですが、魚沼圏域全体で現在まだ20.3%。これは10月末現在です。そして内訳としては、南魚沼市が20%ぴったりです。そして魚沼市が30.6%、十日町市が14.7%、湯沢町が20%ぴったり、うちと同じです。そして津南町が18.6%。これはそれぞれ頑張っているわけですが、魚沼市が非常に10%上がっているというのは、これは小出病院の地域連携室というのが中心になって、加入のキャンペーンというか、そういったものを様々行ってきた、そういう成果の表れだということで、これは評価すべきことだと思います。うちも頑張っていますが、魚沼市の頑張りには敬意を表したいと思います。それでも全体で20%強ということでもありますので、まだまだということでもあります。

加入促進については、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、積極的な活動がなかなかできなかったということを聞いておりますが、医療機関の診察の場や庁舎の窓口のほか、民生委員の活動をしていただく中でも、例えば自宅に置いてもらう救急キットとセットで必要な方に勧めていただくなど実践しているということでもあります。

多分、議員がお話しした内容とかぶりますが、9月に医師会の主導の下で、医師の皆さん、それから訪問看護の皆さん、調剤薬局、またケアマネージャー、介護サービス事業所などとの連携強化を目的として、利用推進委員会を設置したということでもあります。この委員会の取組の1つとしてシステム運用のモデル事例を設定して、そして連携システムの会社の担当者による説明会を行い、実際にシステムを動かしながら、医療と介護の連携での活用方法を確認して利用促進を図っているということでもあります。

これらの取組を通じて、実際に運用を推進していく体制をつくって、加入促進を進めていきたいということを報告いただいておりますので、加入率が上がるようにやっていかなければならないと思っているところであります。

以上であります。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 うおぬま・米ねっとへの加入者拡充について伺う

市長として、今の数字、パーセンテージを見た中で、実際の目標というのはどれぐらいというのを、思っている数字があれば教えていただきたいなと思います

○市 長 2 うおぬま・米ねっとへの加入者拡充について伺う

市長職としては、全ての人が持つべきだと思っておりますが、恐らく達成度合いのサイクル、いろいろ見ているところの目標数字があると思うので、担当部、課長のほうから答えてもらうことにします。ちょっと私はそれを失念しているというか、目標の数値はあると思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 うおぬま・米ねっとへの加入者拡充について伺う

こちらの加入率の関係でございますけれども、私どもとすると2025年までに30%の目標を立てて進めているところであります。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 うおぬま・米ねっとへの加入者拡充について伺う

ぜひ、目標に達するように広げていただきたいと思いますと思うのと、実際は、県が県全域をやっていたり、それをもっと縮小するのであれば、上中下越ぐらいのことでやっていただければ。我々、魚沼はうおぬま・米ねっとができていっているわけなので。長岡に行く重病者は多いと思うのです。そうしたときに事故だったりした場合は、入っていたほうが確実にその方のことがすぐデータで行っているわけなので、そういうことを市長として、県に訴えていったほうがいいのではないかと私は思いますけれども、答弁願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 うおぬま・米ねっとへの加入者拡充について伺う

そうだなと思って聞いていたところ。福祉保健部長から答弁をさせますので、よろしくお願ひします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 うおぬま・米ねっとへの加入者拡充について伺う

うおぬま・米ねっとをさらに周辺部に広めていくという活動の部分でございますけれども、今、長岡の医師会が私どものシステムと同じシステムを利用して進めているところがあります。そういった関係もありまして、長岡圏域の医療機関との連携も可能だと、システム会社のほうから聞いているのですけれども、ただ、非常に医療データの共有する部分もあって、全ての病院が可能ということではありません。今後そういった接続できる範囲というものが広がっていくかどうかも含めて情報共有を、またそれぞれの連携というものを深めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 うおぬま・米ねっとへの加入者拡充について伺う

ぜひ、目標に向かってやっていただきたいと思いますと思います。

以上で終わります。

○議 長 以上で、塩谷寿雄君の一般質問を終わります。

○議 長 休憩といたします。再開を11時30分といたします。

[午前11時19分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前11時30分]

○議 長 一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位10番、議席番号5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 議長より発言を許されましたので、一般質問を行います。

地域医療・福祉の充実について、市長の見解を伺う

今回は、地域医療体制充実についての大項目1点のみを質問いたします。最初に全国で広がる新型コロナウイルスの連日の感染者の拡大は、当市でもクラスターが発生するなど、極めて憂慮すべき事態となっています。当市における感染はひとまず収まり、ほっとしているところですが、全国で感染が広がる中、このまま感染者が広がらない保証はどこにもありません。全国的には感染拡大によって医療崩壊の危機に直面している自治体が生まれています。こうした背景には、効率優先で病床を削減してきた政府の対応に問題があったと言わざるを得ません。このまま推移すれば、医療体制の崩壊や経済的な打撃がさらに大きくなるのが強く懸念されます。

そうした下で、2期目のスタートを切られた林市長は、訓示で市長の最大の職務は市民の命と安全、そして暮らしを守ることとされ、南魚沼版インフラ整備の第一に医療体制の整備を上げられました。私たちも人々が住み慣れた町で安心して住み続けられるようにするためには、何よりも医療や介護体制が身近に整備されていることが欠かせないものと考えています。市長の決意が実りあるものとして結実することを期待しています。

南魚沼市が持つ公立医療機関、市立病院と診療所の強みを生かし、高度医療を担う魚沼基幹病院や地域の民間医療機関との連携の下、市民が安心して暮らせる包括的な医療体制を構築するよう、総合的な施策の構築と推進を図るよう強く求めるものです。

昨年9月に厚生労働省が、全国の424の公的医療機関の再編統合を打ち出し、魚沼医療圏域では4つの公立・公的病院が対象となり、ゆきぐに大和病院もその1つとなり、衝撃が広がりました。その後、南魚沼市は医療のまちづくり検討委員会を立ち上げ、今年3月から9月29日まで、6回の会議が行われて提言がまとめられました。これを受けて市長は医療対策推進本部を立ち上げ、医療のまちづくりを強力に推進していくとしていますが、今回、大項目1点で、地域医療体制の充実について幾つか質問をいたします。

1点目は、医療対策推進本部の構成メンバーについてです。先ほど触れた南魚沼市医療のまちづくり検討委員会では、南魚沼市の医療や福祉の課題などが議題とされたにもかかわらず、委員会構成メンバーは第三者のみであり、南魚沼市民病院、ゆきぐに大和病院など、医療現場のメンバーは入っていませんでした。地域医療についてもっとも知見を有するのは、日常的に医療に携わる現場の医療スタッフではないでしょうか。設置される医療対策推進本部には、医療現場の意見が反映されることが不可欠であり、少なくとも市民病院、ゆきぐに大和病院のメンバーを医療対策推進本部の構成員に入れることが必要だと考えますが、市長の見解を伺います。

2点目は、安心して住み続けられる南魚沼市とするために、医療・介護・在宅・健康づくりが一体に整備された、地域包括ケアシステムを構築することが必要になると考えていますが、そうした点から小項目の1点目、その体制を構築するためには現在の市立病院、診療所は公立公営のまま維持すること。そうしてこそ市役所の介護・保健・健康づくりと一体の政策が

可能になると考えますが、市長の見解を伺います。

次に小項目の2点目ですが、市立病院を公設民営にすることがあれば、医療機関の地域医療と市役所の介護・保健・健康づくりが分断され、市立病院、診療所の優位性が発揮されないこととなります。公設民営を含め、民営化は絶対に行わないことが求められると思いますが、市長の見解を伺います。

次に小項目の3点目ですが、市立病院と診療所を市民の命・健康を守る拠点として政治的、政策的に明確に位置づけて推進することが必要と考えるが、市長の見解を伺います。

次に3点目ですが、慢性期病床や福祉施設の体制についてです。魚沼医療圏内の要介護高齢者が毎年300人を超えて、令和元年度には492人と500人に迫る勢いで、圏域外、県外に流出している現状は、慢性期病床及び福祉施設が不足していることを示すものです。特に県外への流出が336人、そのうち群馬県が281人と最も多く、安心して生涯を終えることができる南魚沼市の実現の立場からも問題であり、慢性期病床及び福祉施設の体制を早急に拡充することが必要であると考えますが、市長の見解を伺います。

次、4点目です。新型コロナウイルス感染症の拡大は、全国の中で病床数の多い首都圏でさえ一気に病床が逼迫し、医療崩壊を引き起こしかねない状況となっています。医師の充足度が全国で最下位の新潟県で、その中でもさらに医療体制の脆弱な魚沼医療圏域においては、今以上に病床数が減れば、いざというときの対応ができなくなることは目に見えています。コロナ禍の経験を踏まえ、南魚沼市立病院や診療所の病床削減や、医療体制縮小などの議論を行う必要はないと考えますが、市長の見解を伺います。

次、5点目ですが、魚沼圏域での在宅医療を支える体制として、訪問看護の需要が今後ますます高まると想定されています。慢性期病床が不足している魚沼医療圏域では、在宅医療をいかに充実させていくかが重要であり、喫緊の課題である訪問看護ステーションの看護師確保を事業者任せにせず、市として積極的に取り組む必要があると考えますが、市長の見解を伺います。

最後の6点目ですが、令和元年度の魚沼圏域地域医療構想調整会議では、公立・公的医療機関等に係る国からの再検証要請については、魚沼基幹病院の開院によりこの地域では、選択と集中という第1ステップが終了した。現在のステップは、連携強化と役割分担、機能分担を進めていく時期とまとめられています。

さらに全国知事会は、新型コロナウイルス感染拡大を受け10月30日、今後の地域医療提供体制に係る一連の議論については、新型コロナウイルス感染症の終息後に仕切り直しをするとともに、2024年度からの医師の働き方改革に関する新制度については、施行猶予も含めた検討を行うことを国に要望しています。医療対策推進本部での議論は、地域医療構想調整会議や全国知事会の意見も踏まえて行うことが必要と考えますが、市長の見解を伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議 長 中沢道夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長 地域医療・福祉の充実について、市長の見解を伺う

それでは、中沢議員のご質問に答えてまいります。地域医療・福祉の充実についての見解ではありますが、大変項目が多いので、ちょっとこれは丁寧にやらせてもらいますが、よろしく願いいたします。ちょっと時間がかかるかと思えます。

1つ目です。医療対策推進本部の構成メンバーについてであります。所信表明でも触れましたけれども、先ほどお話ししていただいたように、令和2年3月より、医療のまちづくり検討委員会を6回開催、9月29日に提言をいただいたということであります。市立病院群の経営の改革、そして医師確保、保健・医療・介護・福祉のまちづくりなど提言を受けた内容につきまして、全庁を挙げてこの課題に取り組み、情報共有を図りながらスムーズに連携していくために医療対策推進本部を設置することとしています。

医療対策推進本部の構成メンバーについてであります。これは本部長を市長、副本部長を新たに選任した外山副市長、本部員を南魚沼市病院事業管理者、南魚沼市民病院長、ゆきぐに大和病院長、総務部長、市民生活部長、福祉保健部長、建設部長、南魚沼市市民病院事務部長、こういうメンバーで固めていきたいと考えております。

また、医療対策推進本部の下部組織として、これがそれぞれの専門部署から横断的にメンバーを集めたタスクフォース——共通の目的に向かって行う実行力のあるチームを組織して、提言の実現に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

医療対策推進本部もタスクフォースも、医療のまちづくり検討委員会とは異なっております。これは一旦区切りがついた。何度も説明しています。そして、より詳細な実効性のある検討を行う場ですので、これはぜひ現場の声をいただきたいと考えておまして、多くの病院スタッフなどからも参画をしてもらいたい、させるようにしていきたいと思っています。実務的な検討を行っていききたいと思っています。

2つ目の地域包括ケアシステム、その点から以下の3点であります。現在の市立病院、診療所は公立公営のまま維持すべきと考えるが、市長の見解。そういうふうにお考えになっていただくのはご自由です。しかし、そういうことで形をつくらないということ、もう1年も前から言っていることを、ちょっと酌み取っていただきたい。そういうことで縛って、果たしてそれがそのまま行けばいいですけども、様々あるということも含めて、本当に検討を加えてやっていかなければならないということを繰り返し言っている、少しご理解をいただきたいと思えます。

今の体制が将来にわたって持続可能なのかということは、この医療のまちづくり検討委員会の中の最大のテーマだったと思えます。タブー視なくやってほしい。なので、我々の現場の声——市長も含め、そして病院関係者も含め、そういう人たちを排除したのではなくて、あえて入れなかった理由というのを何度も説明していますが、まだ中沢議員と私の間には意見の食い違いがあるのです。そうではないですか。そうさっきおっしゃっていますよね。そうでは駄目なのです。ということなので、医療のまちづくり検討委員会では部外の第三者から見て、医療制度や様々なところ、それも知見の高い人たちから、そこで本当に議論してく

ださいということで、私はあの提言書に書いてあることは本当にすばらしい提言だと思っています。

しかし、それに基づいて南魚沼市が全部それをやっていくということではないのです。南魚沼市がそれに——提言は重要視させてもらって、その中で意思決定をしていくのは南魚沼市そのものです、ということを何度も言っているのです、その点をぜひご理解いただきたいと思います。

公立公営のまま維持できるのであれば、それが一番いいに決まっていますが、そういうことだけに捉われて、一番大事なのは、市民のこれからの持続可能な医療サービスの提供を途絶えさせることなくやっていくことではないですか。ここに立たなければいけない。その観点からどうやったらいいのだということを議論しなければ、している意味がないし、駄目なのです。そういうことを、ぜひ考えてもらいたい。それには経営がきちんと健全化されて進んでいかなければならない裏づけがある。こういうことを含めてやっていかなければ、私は議論が無責任だと思っています。私はそういう立場に立っておりません。

なので、一般会計の例えば予算規模が今約 330 億円、そしてその中で、これは上下ありますが、市の税収が約 73 億円、大体そのぐらい。そこから病院事業会計に毎年 10 億円が繰り入れられているということを鑑みたときに、このままでいいわけではない。それを超えて、先ほど言った医療のサービスを低下させることなく、持続可能な体制をつくっていかねばならない。大変な課題です。そこをやらなければいけないと思っているので、ぜひ、よろしくをお願いします。

なので、1 点目については、当然それはいいと思っていますが、果たしてそういう答えに全部なるように頑張らなければいけませんけれども、そこだけに固執をして、ものは前に進まないとは私は思っていますので、十分検討してもらいたいということでもあります。ご理解いただきたいと思います。

2 つ目の公設民営にすることがあれば、医療機関の地域医療と市役所の介護・保健・健康づくりが分断されることにつながる——そうですか。そういうご意見はいいのです。いいのですけれども、私はそう思っていないのです。そういうことに立つともう全く前に出ない。

地域の医療機関や介護施設などでは、その大半が民営です。そして、それぞれの分野が互いに連携している。もう既にそうなっているのではないのでしょうか。

そして、皆さんからご尽力いただいて、今の体制ができているとは私は考えています。分断どころではない。これをいかに連携させていくかということです。現に中之島診療所は公設民営、湯沢町保健医療センターにいたってもそうです。あれは指定管理ですけれども。そして同様であるかと思いますが、地域の医療と自治体の介護・保健事業とが分断されることなく、連携を図った中で運営されていると、私は評価していますけれども、いかがですか。

市立病院群が仮に公設民営になったとしても——それを前提に言っているのではないです——仮になったとしても、サービス提供の質を落としていいわけではないではないですか。それが分かっただけませんか。そこをまず考えていくということが、これは市民に対す

る我々の責務ではないでしょうか、という思いです。なので、2番目のご質問についても、分断されるということに私はつながらないと思っています。

連携はこれからも重要な課題。健康づくり、そして医療・介護の連携を地域も含めて引き続き取り組んでまいりますし、そうするには何が必要なのかということ、今回医療対策推進本部でタスクフォース、現場の皆さんも含めたいろいろな意見を交わす中で真剣な議論があつてしかるべき、しなければ前に進めませんから、ということでございますのでご理解ください。

3つ目であります。市立病院と診療所を市民の命・健康を守る拠点として——これは当然であります——政治的・政策的に明確に位置づけること。これはどういうことか、ちょっと解釈がなかなか難しいのですけれども、このことが必要と考えるが、市長の見解はとのお尋ねです。

これは、市における最上位計画の総合計画の中で、政策大綱1、一番最初に明確に掲げております。これ以外に私は位置づける必要はないのではないかと。市長の見解どころではない。そういう総合計画の政策大綱の1番に、筆頭に上がっている内容でありますので、これはしごく当たり前というか、当然のことだというふうに考えております。

3つ目のご質問であります。慢性期病床及び福祉施設の体制を早急に拡充する必要があると考えるが、これも述べたいと思います。慢性期病床数を含む魚沼医療圏での必要病床数については、県が設置している魚沼圏域地域医療構想調整会議——調整会議とよく言われていることによって、各医療機関、行政が参加する会議の中で進められているところであります。

地域医療構想が2025年の病床数の必要量について推計してまいりまして、慢性期病床については現在100床であるものを396床に増やすとしています。これは急性期病床から転換することで確保するということをうたっておりまして、全体の病床数を増床するということは想定していないということでございます。

また、福祉施設の拡充については、令和3年度から令和5年度までの第5期障がい福祉計画を策定しており、利用者のアンケートや事業所へのヒアリング、これらを通じまして、今後3年間のニーズを見込んだ中で、検討委員会で今、計画策定の審議をさせていただいているところです。同様に介護施設においても、令和3年度から令和5年度までの3年間の介護保険事業の計画である第8期介護保険事業計画について、検討委員会で審議をさせていただいているところです。

両方の計画ともに、施設整備には人材確保が課題となっていると。やはりそこが問題であります。この点についても考慮した中で、計画策定が進められていくものと考えています。

4つ目の問題であります。市立病院の病床数削減、また医療体制縮小などの議論を行う必要はないと考えるが、市長の見解。こういうことを私が言っているのでしょうか。

魚沼圏域内の地域医療構想調整会議においては、魚沼圏域内においてはオーバーベッド状態であるとされていますが、市立病院群においては病床数を減らすということではなく、病床機能の転換について調整が図られているところです。

また、現状においては、医療体制の縮小ということではありませんが、圏域内での機能分担——これが非常に大きなテーマなのです——これを図った上で、市民病院で特に考えなければいけないのは、診療科についての再検討は必要と考えておりまして、それにより圏域内の限りある医療資源を有効に活用していく、そういう立場に立って市民へよりよい医療サービスの提供の場となる環境をつくっていくことが重要であると考えております。議論を行う必要とか、そういうことでは——ちょっとそうではないのだという思いなので、お聞き取りください。

5つ目であります。訪問看護ステーションの看護師確保を事業者任せにせず、市として積極的に取り組む必要があると考えるが、ということであります。

市内には、現在4か所の指定訪問看護ステーションがあります。みなみ園老人訪問看護ステーション、萌気園訪問看護ステーション「ゆいま〜る」、そして市の訪問看護ステーション、るあな訪問看護ステーション、この4つございます。新潟県の介護保険の事業者指定を受けて運営を行っておりまして、介護現場では介護職をはじめとする専門職の人材不足が深刻であることは間違いありません。それぞれの介護事業所では、様々な媒体を通じて職員の募集に努めています。厳しい状況が続いておりまして、看護師も同様となっております。

今年度は、先ほど申し上げました第8期介護保険事業計画の策定に向けて、4月に実施した介護人材実態調査というものをやってみました。この中でいいますと、介護事業所全体では配置基準は満たしているのですが、その業務量から看護師を34人求める声が上がっています。そのうち指定訪問看護事業所からは看護師が5人必要という意向が伝わっております。これが実態調査の結果です。

訪問看護の看護師は、単独で利用者のお宅に訪問して、状態の観察、また医療的なケアを行いながら、容態が急変したときに対応するためのスキル、また医師やご家族の皆さんとの連絡調整が必要となります。そのため、なかなか就職を希望するという人も少ないという実態がある上、定員に余裕がない中で、新人看護師の教育体制を整備していくということが、今、課題になっていると考えているところであります。

市は、平成30年6月に、市独自の看護師修学資金貸与条例を制定しました。市内の医療機関等で看護師として働くことを目指し、北里大学保健衛生専門学院に進学をする——これは特化しまして——市内に住所を有する方への支援を進めています。看護師不足は全国的な課題となっておりますが、非常に厳しい部分もありますけれども、今後も人材確保に向けて努めてまいりたいと考えています。

最後のご質問の、医療対策推進本部での議論は、地域医療構想調整会議や全国知事会の意見も踏まえた上で行う必要があると考えるが、ということであります。

圏域の状況を反映して考えていくといった、そういう視点から申し上げますと、地域医療構想調整会議の意見を踏まえる必要があるかと思いますが、しかし、南魚沼市の考えをこの地域医療構想調整会議へ示していくことも必要なのです。その上で地域医療構想調整会議において議論していただくことが重要だと考えている視点でございます。

医療のまちづくり検討委員会の中でも、県の福祉保健部に務めていた方が、この委員としてなっていたいていました。南魚沼市独自で医療の問題について委員会を立ち上げて検討しているということに対して、大変な敬意を持って下さっていました。ここに全てが語れるのではないかと思います。

医療のまちづくり検討委員会の提言について、医療対策推進本部、またタスクフォースでの検討を進めて、市としての方向性を示すことは、絶対に意義あることでありまして、重要なことと考えています。

全国知事会のことを申し述べて最後にします。全国 440 の公立・公的病院等についての再編、統合の再検証については、期限を区切ることなく、効果的・効率的な地域医療の提供の体制の在り方について議論を重ねていくべき、という要請を行っております。国もこうした地方の意見を必ずや踏まえなければならない、そして進めなければならないとも期待をしていますし、そう思って進めるということを期待していますし、この議論については新型コロナウイルス感染症関連で一時ストップをしていましたけれども、再開されたということですので、今後の動向を注視してまいりたいと思います。

しかし、やはり他力本願、そしてほかからのことだけではなくて、我々自らがどうやって立つかということが一番の肝において、そして市民の医療・命を守っていくということに相なろうかと思っていますので、ぜひともご理解いただきたいと考えております。

以上です。

○議 長 中沢道夫君の一般質問の途中ですが、昼食のため休憩といたします。再開を1時20分といたします。

[午後0時00分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時19分]

○議 長 中沢道夫君の一般質問を続行いたします。

5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 地域医療・福祉の充実について、市長の見解を伺う

詳細な答弁をいただきました。それでは、再質問をさせていただきたいと思います。1点目に関してですが、現場の関係者も入れてやるということです。これは当然だと思いますが、よく現場の皆さんの意見にも耳を傾けていただきたいと思います。あれでしょうか、一般市民の参加とかは考えていないのかどうか。あと、具体的な運営方法ですね、その辺をどう考えているのか、考えがあればちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 地域医療・福祉の充実について、市長の見解を伺う

その点、ご理解いただいております。現場の皆さんをきちんと入れてやっていきたいということは、まず、それはもう絶対に大事なことです。市民の皆さんとかのことも含めて、これは必要がある場合に。医療のまちづくり検討委員会のときも、オブザーバーみた

いな形でいろいろな方々に来ていただいたこともありました。恐らく同様の形を取っていくべきだと思っています。やり方についてはこれから詳細を詰めていきますが、そういうことをご理解いただきたいと思います。なるべくそういうことで、広くいろいろな意見も伺うべきときは伺ったりということやっていきたいと思っています。

あと、進め方については、今、順次その辺のところは考えておきまして、やはりスピード感を持ってやっていきたいという思いと、もう1つは、これはほかのことにも共通するのですけれども、きちんとこの時点までに、あるこの部分については結論を出そうとか、そういうふうにはやらないとずるずるということになりますし、目的を果たせないと思っている。その辺のところはきちんとやり遂げながら、それぞれいっぱい項目はあるかと思いますが、それぞれのところをどうやっていくかということは今、考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 地域医療・福祉の充実について、市長の見解を伺う

分かりました。ぜひ、全市を挙げて、いい方向に進んでいってもらえるようにお願いしたいと思います。

2点目ですが、これは市長のほうから、先ほどの答弁では、そういうふうには思わない、ということではありましたが、市として市民病院を公立公営でやっていくということは、やはり政治的、政策的にも位置づけることが必要だと私は言いました。基本は、市として原則そういう方向を向いてやっていくのか、もう財政的な面でそちらのほうの方が有利になるのであれば、いつでも公設民営とかになるのかと、そういう基本的なスタンスが重要なのではないかと、私は思ってお聞きをしたわけです。最終的な結論というのは、医療対策推進本部で議論していった中で方向が決まってくるだろうとは思いますが、基本のところ公設公営を守ることが重要だというふうな立場に立ってやる必要があるのではないかとということです。そう思わないと言われたので、その辺は改めてどうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 地域医療・福祉の充実について、市長の見解を伺う

私の答弁でご理解いただけないのか。何と云っても、まずは我々のことで今の体制でできるのかということ。当然それに立ってやるべきだということが前提ですけれども、ただ、国のほうから今いろいろな指摘事項とかがあります。こういったことも無視はできないわけです。

なので、様々なことを考えた中で、一番は市民の医療サービス、これらを全て持続可能でやっていかなければならない。そのためにはどういうことがあるべきかということを中心に議論しなければならぬということを行っていますし、最後に決定するのは当然この場所ですから。様々なことがあってもですね。そこは最終的なことなわけで、それ以前の話はやはりきちんとやっていかなければならない。何の議論もなく、ただ単にそういうことを、公設公営で絶対やるべきとか、いやそうではないとか、まだ、そういう議論をする段階ではな

いのですということはずっと言っているわけです。しかしながら、市民のことを守るにはどういう立場が一番いいのだということ、本当に議論しなければならないと思っています。これは避けて通れませんから、そういうことで言っているわけであります。

制度的なことも含めて、外山副市長のほうからも少し話をしてもらいますので、よろしくをお願いします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 地域医療・福祉の充実について、市長の見解を伺う

議員はご存じだと思いますけれども、我が国で病院等を運営する場合は、地方自治体の南魚沼市も法人ですが、例えば医療法人も共通の法律といいますか、医療法の支配を受けて、そして病院等の制約を受けながら、例えば診療報酬であれば、健康保険法という法律の枠組みの中で、どういう法人だろうがイコールフットィングという、同じ状況下で運営を行うということが医療制度の根本です。

一方、最終的にどうこうするという問題はありますけれども、我が国の法人制度も、例えば平成20年以降、公益法人制度改革というのがありまして、例えば公益法人でありますと、その運営が収支相償ということで、得た利益は地域なり法人の目的のために還元するということになっていて、利益を追求するような制度になっていないのです。

それから、もう1つ考えなければいけないのが、地方交付税制度——富の再配分のような制度がありますけれども、これも地方自治体が開設者の場合、今の地方公営企業法に基づく運営での繰出しであろうが、そういった公益法人が指定管理を受けてやる場合であろうが、これは全く同じ運営になります。ただ、市長が申しあげましたように、果たしてこういった形で持続可能なのかと、可能なことが実現できるのかということ吟味することが必要であると思っております。そういう方向に行くとか、行かないとかではないのですけれども、民であると——どういいますか、安かろう、悪かろうといった制度設計にもなっておりません。ということで、ご説明申しあげました。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 地域医療・福祉の充実について、市長の見解を伺う

ちょっと私が勉強不足で、今、外山副市長の言われたことがなかなか理解できなくて申し訳ありませんが。私、今回の質問をするので、医療のまちづくり検討委員会の中身も大分見させてもらいました。提言の中でこういうくだりが——これは、お前さん、いいところばかり取って話している、みたいに言われるかもしれませんが、こういうくだりがあるのです。

「かつて、ゆきぐに大和病院はその理念と施策により、全国の模範となり、地域住民は昔から医師を大切に、逆に病院側も住民を主人公にした地域包括医療体制の構築に努力してきた」とこういう指摘があります。

さらに「これまで、ゆきぐに大和病院と南魚沼市民病院は、主に地域別の病院であった。この病院群という発想を変えて、ゆきぐに大和病院、南魚沼市民病院を全体として1つの病院として、また、ゆきぐに大和病院が有していた理念を南魚沼全体に拡大するとともに、機

能も職員の心も一体となって、新オールミナミウオヌマとして、新たな南魚沼市の医療を実現していくことを基本戦略においてはどうか」 こういうくだりもあります。

私自身は市民病院の診察カードは持っていますけれども、実際、ほとんど病院、医者にはかかったことがありません。ある人の話を聞きますと、かつての県立六日町病院から、今は市民病院に変わったわけですが、ずっと県立病院から市民病院に移って治療している患者さんの話を聞くと、県立病院から市民病院になって扱いが全然違うようになったと。対応が非常にいいということを聞かされました。やはりそれだけゆきぐに大和病院のDNAというか、そういうものが引き継がれてきているからだと思うのです。

そういう点でも私は——議論してということですので、あまり言いませんが、公設公営というのは、ぜひ、守っていただきたいと思っているわけです。それは今後の議論ということで先ほど言われましたので、それ以上は言いませんが。

あと、医療のまちづくり検討委員会では、財政問題。先ほど市長も、多いときは年間10億円、法定外で4億円から5億円というような金額が持ち出されているわけですが、この地域でなかなか経営を黒字にしていくというのは簡単なことではないのではないかと思います。人口密度が非常に薄い中山間地で、今回のような豪雪地帯ですので、こうした中で市民に安心・安全な医療体制を提供するためには、市として責任を持って——それは今後の議論ということですが、それを大前提に議論を進めていく必要があると思うのです。その点で所見があればお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 地域医療・福祉の充実について、市長の見解を伺う

地域の命というか医療を守っている、そういう病院の会計で、どんどんと黒字に——黒字が一番いいわけですがけれども、例えば赤字が出たとしても、それだけで全否定なんてことをするつもりは全くない。しかし、今、市の財政のボリュームや、そして様々な財政計画にのっとり、様々なところを切り詰めながらやっている。

1つだけ、ふるさと納税などでは、これはでも常態化する財源ではないわけです。これはある種、ちょっと今、大変ありがたいだけの話であって、本来の財政運営上、先ほど申し上げたように市税が72億円、この中で10億円。例えばその半額としても、そういったことが今年は上向くとは思えないではないですか。はっきり言って今年は悪化します。そういうことも含めて守っていく。このバランスとか様々なことがあるわけです。こういう中において、赤字が当たり前という考え方では駄目です、と思います。そうではいかんのです。その中をいかにやっていくか。

現場のお医者さんとかスタッフは、本気になって頑張っています。なので、やはり構造上の問題とか、あともう少し様々な削減を図られていくことも、これは技術的にいろいろなことがあります。しかし、専門家ではないのです。こういった意味でも、今回、医療対策推進本部や、そして医療・福祉を中心に一番考えてもらいたい、専門性を持った副市長職を据えさせてもらったのも、色々そういうことに全体として取り組まなければならないという視点か

らやっているのです、そういうところでご理解をいただきたいと思います。必ず悪化させることなく、これは改善のほうに向かっていくはずであるし、そうしなければならないという強い意気込みでやらせてもらいたいということでございます。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 地域医療・福祉の充実について、市長の見解を伺う

ぜひ、いい方向に向くように取り組んでいてもらいたいと思います。

3点目のほうに移りますが、なかなか先ほどの答弁でも、慢性期病床は地域医療構想調整会議の中で今度は増えるということにもなっているわけですが、介護とかそういう施設は、先ほども市長から答弁があったように、物を造っても人が集まらなくて始められないというような実態があるわけです。その背景というのは、やはり報酬が安過ぎると。介護職なんかだと全平均の給与より、月10万円ぐらい安いと言われているわけです。そういう点では仕組みそのものを変えていかないと、人を集めるというのはなかなか難しいのではないかと思います。そういう点では報酬の引上げ等、もう国にやはり強く要請していく必要があるのではないかと思います。そういう点はいかがでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 地域医療・福祉の充実について、市長の見解を伺う

国に要請する必要があるのではないかとのご質問なので、これは力強く、もちろん県もありますし、北信越もあります。全国市長会としては、大変大きなテーマとして、常にそういう要望をやっているところであります。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 地域医療・福祉の充実について、市長の見解を伺う

ぜひ、そういう形で、やはり基本は給料が上がらなければ、なかなか人も集められないということだと思いますので、事あるごとにやっていていただきたいと思います。

4点目に関わってですが、診療報酬の引下げ改定が長年続き、病床の稼働率を80%以上に上げないと経営が困難になると、こういう実態が病院にはあるわけです。病床に余裕がない中で緊急事態が発生すると、病床がすぐに逼迫する状態になっています。

日本医師会の横倉前会長は、競争や効率重視の新自由主義の影響が医療機関にも及んでいると。今回のような非常事態が起きると、すぐにお手上げになってしまう。感染症が流行したときに対応できる病床を維持しておくべきだと。厚生労働省の方針——これは公立・公的病院の再編・統合の議論を進めるという方針のことですが、方針の見直しが必要ではないかと述べています。専門家からも、非常時に備えて一定の余裕が必要だとの見解だと思いますが、こうした点からも、むしろ病床を増やしていく必要があるのではないかと思います。新型コロナウイルス感染症を経験して、一定の余裕のある状況で運営できる診療報酬体系が求められると思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

また、先ほどと同じことですが、国に対しても、そういうことを強く求めていくべきではないかと思いますが、いかがでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 地域医療・福祉の充実について、市長の見解を伺う

この点につきましては、外山副市長のほうに答えてもらうことにします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 地域医療・福祉の充実について、市長の見解を伺う

議員、既にご存じだと思いますけれども、魚沼医療圏は先ほど市長が答弁いたしましたように、医療法の規制でオーバーベッド圏域になっております。したがって、平時からそういった病床を、規制を超えて確保するという事は、今の制度上ではできないと思います。

ただ、議員がおっしゃるように、有事というか、パンデミックになったようなとき、恐らくその際には——そういうことにならないように願っておりますけれども、国は様々な手段でそういった規制を超えて関係する患者さんのために、それは病床というかは別にして、対応することが起きるのではないかと考えております。繰り返しになりますが、平時から医療法の規制を超えて病床を確保するという事は、難しいというか、できないと考えております。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 地域医療・福祉の充実について、市長の見解を伺う

今の状態だとやはりそうだと思うのです、今の医療法は。もうぎりぎり、本当に先ほども話したように80%ぐらい稼働しないと回らないというような仕組みになっているわけなので、そこはやはり今回の新型コロナウイルス感染症対応を考えれば、やはり普段から一定程度の余裕がある、そういう体制にしていく必要があるし、今の中身を変えてでも、やはりそういうことが必要ではないかと。

新型コロナウイルス感染症というような新たな感染症というのは、今後また起こってくるのではないかと、いつ起きてもおかしくないというようなことも言われているわけなので、そういう点ではそういう医療体制の構築は、やはり国にも要請していかないと、安心・安全な暮らしというのは守れない。もう常にぎりぎりいっぱい病床しかないというような状態では、まずいのではないかとという意味で申し上げたのですが、そういう点ではどうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 地域医療・福祉の充実について、市長の見解を伺う

これにつきましても、外山副市長のほうに答えさせます。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 地域医療・福祉の充実について、市長の見解を伺う

議員のご懸念も分かります。市民はそういう点で非常にご心配な点もこれから出てくるかもしれません。しかしながら、今、市民病院事務部長もおられますけれども、現在の市民病院における病床利用率は80%にもいっていないと思います。さらに、いざというときの新型コロナウイルス感染症のベッドも何床か準備しております。

したがって、むしろそういうことを平時から病床を拡大しておくのではなくて、い

ぎというときにどういうふうな形で患者を収容していくかということ。これはまた新潟県全体の問題でもありますので、そういうことも頭に置きながら進めていきたいと思っておりますが、今、直ちに看護師や医師をセットしてベッド数を拡大するということは、これはできないというか、不必要だと思っております。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 地域医療・福祉の充実について、市長の見解を伺う

今の時点でできないと。ちょっと話がずれますが、今、市民病院が埋まっていないのは、新型コロナウイルス感染症のせいというのも、私はあるのではないかと。どこもやはり全国、受診抑制とかそういうのがあるので、そういう点もあるのではないかと思います。外山副市長が言われたように、今の制度ではそれはできないというのは、私も分かりますが、ぜひ、余裕のある医療体制をつくるように、国にも働きかけていただきたいと思っています。

次、5点目ですが、看護師の確保。これは先ほども、市でも相当苦勞されているということで、市長のほうから答弁もありました。訪問看護の問題ですが、魚沼圏域地域医療構想調整会議の中でも、看護師の確保が困難なことが取り上げられていまして、看護師不足によって24時間対応を返上したとか、事業の存続が危ぶまれるなど、深刻な事態が報告されています。こうした事態を改善するためには、やはり事業者任せでは解決しないのではないかと思います。市も看護師確保で努力はしていますが、なかなか現実には増えないという中で、どういう手だてを取っていくつもりなのか、再度お聞かせいただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 地域医療・福祉の充実について、市長の見解を伺う

充足率等については、担当のほうに答えさせることにします。いろいろそういう思いもあって、平成30年ですか、私が就任して次の年にかかってしまった状態だと思いますが、修学資金の貸与条例をつくったりした。これは一つには、北里大学保健衛生専門学院がこれからもずっと存在し続けていただきたいという思いも、当然合わせ技でやっている事業であります。これらの制度に乗って勉強を積んだ皆さんが、もう現場に出てくるということになってきます。

これらも含めてありますが、例えば南魚沼市総合支援学校の看護師さんもいるのです。そういうところについては今まで、学校単位でこれを見つけていたわけですが、これらについてはなかなか難しいということになれば、そういう意味で市内全体のことを守っていかなければいけない市民病院として、そういったこともやっていけるかとか、人を回すとか、そういうことも様々やっていかなければならないかとか。個人医院の中では看護師さんが見つからなくて、ご自分の奥さんに看護師資格を取ってもらったという話も聞いたりします。本当に厳しいのだなと思っています。充足率等については徐々によくなっていると私は感じていますが、これからではどういったところが要るのか。

加えて言うならば、これから在宅医療等が始まった場合に、お医者さん方の疲弊感をなくすという意味も含めて、遠隔医療の問題もありますが、加えて医療行為的などところができる

特定……（「看護師」と叫ぶ者あり）特定看護師、こういったことにも立ち向かっていかなければならない。そういったことが先ほどから言っているケアシステムとか、様々なことにつながっていくということがありますので、この問題もなかなか厳しい問題ですが、こういうことにも取り組んでいかなければならないと考えています。

充足率等については、担当する部署からちょっと答えてもらいます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 地域医療・福祉の充実について、市長の見解を伺う

議員からのご質問の中の、訪問看護ステーションの関係についての看護師の充足につきましては、先ほど市長が答弁したとおりでございます。訪問看護ステーションの中で、今5名ほど——基準は全て満たしているのですけれども、5名ほど施設としては必要だと感じているということでの回答が出ております。

あと、看護師の確保につきましては、奨学金制度もありますけれども、図書館のほうに県の看護師協会のほうから相談窓口を設置してもらってあります。そこで、資格があるけれども、今は休んでいるといった方が復帰するときの案内役として利用していただくようにということで、そういった窓口もありますので、そういったところをご利用いただくような方向で今、進めているところであります。

以上です。

○議 長 地域医療・福祉の充実について、市長の見解を伺う

介護保険課長……（「いいです」と叫ぶ者あり）よろしいですか……（「はい、いいです。時間がないので」と叫ぶ者あり）5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 地域医療・福祉の充実について、市長の見解を伺う

時間がなくてすみません。私がこんなになるなんてことはあまりないのですが。最後の6点目に関わってですが、新型コロナウイルス感染症を経験して効率優先の医療の在り方でいいのか、見直しが必要ではないのかという議論が広がっています。これまで進めてきた医療体制や一極集中の社会の在り方が、いざとなるといかに脆弱かが明らかになった今、今後に向けて、あるべき姿を本気で考え直すときだと思えます。

持続可能な医療体制とは、身近な診療所から専門性の高い病院まで、様々な機能を持つ医療機関が役割分担しながら互いに地域で連携する仕組みをつくることです。人の生活スタイルに合った医療体制をつくること。そのためには行政と医療機関だけでなく、住民も参加してこの地域でどんな医療が必要か、自分はどんな医療を望むかを共に考え議論する。それが政策に反映されるようにすることが重要ではないでしょうか。

医療対策推進本部で、そうした議論が深まることを願っていますが、本部長として、時間があまりないですが、最後に考えがあれば伺います。

○議 長 市長。

○市 長 地域医療・福祉の充実について、市長の見解を伺う

私、今ほど聞かせていただいて、市長のことを問われる前に、お話になった内容そのもの

だと思っています。なるべくここで生まれて、亡くなるまでここで過ごしていけること。そういうような体制をきちんとつくり上げていくことが、非常に肝要かと思います。まずは自分たちの地域は自分たちで守り抜くというところの視点を、それを大前提としながら、持続可能なそういう地域社会づくりを目指していきたい。医療体制も含めてということでございます。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、中沢道夫君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで、休憩といたします。再開を2時ちょうどといたします。

〔午後1時48分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。傍聴をご苦労さまです。

〔午後1時59分〕

○議 長 質問順位11番、議席番号12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 ここに上がるのが1年ぶりぐらいになるのでしょうか。今日は大変緊張します。初登壇のときは、3日ぐらい眠れなかった覚えがあります。昨日、おとといと随分寝不足をしましたのでちょっとぼっとしていますが、力が入り過ぎて肩に力が入らないよう、空振りしないよう、頑張りたいと思います。

これから何回この壇上に上がれるかは分かりませんが、私は他人の生き方に干渉することはありません。ただ、忠告することは多々あります。今日は深く考えないで私の話を聞いていただきたいと思います。

今、67年間、ネイティブ南魚沼人として、途中少しの間、抜けましたけれども、この地に住んで最高の喜びを感じています。地域の人との交わりに幸福を感じています。生涯の収入も考えたこともありません。英語ができなくて困ったこともありません。今、自分があるのは、知人、先輩、後輩に影響を受けたことだと思っています。そういうすばらしい人たちと交われたからこそ、今があると思っています。

鈴木一はそういう素地の中で生きてきました。したがって、私は財産として多くの友人がいます。子供が生まれたときには、ちょうどバブル最盛期で、子供たちをスキーに連れていくことができませんでした。そのもうけの中から、坂戸でしょうか、家1軒分ぐらいは酒を飲んだと思います。今考えれば、少しは取っておけばよかったのかと思っています。

議員諸氏の中には、私があなたは誰と言うまで付き合っていたきたい人もいます。それが私が67年間、生きてきた中での最高の財産だと思っています。

22歳で建築現場に出ました。当時は学士様でした。コテンパンに鼻を折られ、教育をされました。習ったことが何も役に立たなかったことを覚えています。一番鍛えられたのは段取りでありまして、段取りが悪ければ仕事は何もできないと。お前なんていなくても現場は進むのだと、よく教育をされました。当時の所長はあんなに私を怒って、今はどうなっているのか心配であります。

1 この度の市長選挙について

前段が少し長くなりましたが、本題に入ります。市長選挙の結果から1か月以上がたちました。上げた拳も少し下がってきましたが、一般質問となればもう一度、拳を上げなければなりません。今4年前の市長選挙について考えています。くしくも高校、大学が同窓の3人の戦いでした。また、3人とも市議会議員を辞職しての挑戦で、考えもしっかりした候補でした。私は現市長を応援いたしました。同じ会派でもありました。どなたが当選してもついていける人だと考えていました。当然3人は土俵中央でがっぷり四つに組んで、正々堂々たる戦いでありました。これが本来の地域の選挙戦と考えていました。

しかし今回、南魚沼市史、南魚沼の歴史に残る選挙をやった候補がいます。残るといってもいい意味ではありません。林陣営、選挙戦は王道で地に足をつけ、当然、告示日からの街宣活動、途中から新型コロナウイルス対応のために職務に専念。もちろん街頭街宣活動はできませんでした。しかし、蓋を開けてみればトリプルスコア以上の差で圧倒的勝利でした。市民の皆様の良識の勝ちだと思っています。

地方だけではありませんが、特に地方においてはこすい人は特に嫌われるようであります。今回の選挙、告示前からの街宣車数台による街宣活動、官地か民地への立て看板、官地であれば当然、道路占用許可が必要だと思います。民地ならば持ち主の許可が必要であると考えます。ブラックだかグレーだか分かりませんが、あまり断定すると後でひどい目に遭いますので、グレーゾーン、目に余る選挙活動であったと思います。

国権の最高立法府、現職議員が警察の注意を無視し、現職の市議会の愚行、本人たちはこれをどう受け止めるのか。結果を含めて聞いてみたい。子供たちの見本となれたか、市民の見本となれたか、考えなさい。

私はラグビーが大好きでありまして、サッカーは割に反則が多いわけですが、ラグビーというのはアンパイアがシビアであります。非常に見ていて楽しいものです。ラグビーにはノーサイドというすばらしいワードがあります。本来ならノーサイドのはずですが、私の中に今回ノーサイドはありません。以下、3点を質問いたします。

(1) 市道、県道などの官地であれば、当然、道路占用許可申請が出されたと思うが、どうだったのか。出されていないとすれば、どのような指導をしたのか。これについては同僚議員に答弁していただきましたので、なぜ指導しなかったのかについて聞きます。

(2) 告示前、数台の街宣車による連呼等があったようですが、違法ではないのか。違法であれば、どのような罰則があるのか伺います。

(3) 警察の指導を無視した行為については、どのような罰則があるのか。

3点について、壇上から質問いたします。

○議 長 鈴木一君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、鈴木議員のご質問に答えてまいります。

1 この度の市長選挙について

このたびの市長選挙についてという項目であります。3点お尋ねいただいておりますので、私の答えられる範囲で答えさせていただきます。市道、県道などの官地、いわゆるそういう市の土地、県の土地であれば、当然、道路占用許可申請が出されたと思うがどうだったのか。出されていないとすれば、どのような指導をしたのかというお尋ねです。

このたびの市長選挙に関する、市道沿いに設置された掲示物、いわゆる立て看板等につきましては、道路占用申請として届出はなく、占用の手続きは取られておりません。県道沿いの掲示物についても占用の手続きは取られておりません。

市道の管理者として、外部からの照会、お尋ね、そして道路パトロールなどにより状況を把握しておりましたが、通行への支障がないことなども考慮し、個別には直接的指導などは行っておりません。これは、先ほどの午前中の議員からのご質問にもありましたように、本来すべきである点であると思いますが、その点については私からも先ほどお詫びを申し上げたところであります。

県道管理者である新潟県南魚沼地域振興局地域整備部からは、告示前に市民からの大変な数の質問というか、怒りも含めてあったそうではありますが、5回、告示後に道路パトロール等により3回の計8回、その候補者のいる選挙事務所に連絡し指導を行ったとの回答を受けております。

今後は、全般的な道路管理の一環として、道路通行の安全確保、これは当然であります、景観秩序の保持、これも当然であります。これを図るため、不法占用対策については随時の啓発を行い、必要と思われる指導に努めていきたいと考えております。

2つ目のご質問であります。告示前、数台の街宣車による連呼等があったようだが、違法ではないかということです。違法であれば、どのような罰則があるのかということですが、告示前に……

○議 長 市長、(2)については、選挙管理委員長から。

○市 長 失礼いたしました。限度を超えて話してしまいました。この後につきましては、選挙管理委員会のほうからの答弁になるかと思っております。

以上です。

○議 長 (2)、(3)につきましては、選挙管理委員長より登壇して回答をお願いしたいと思います。

選挙管理委員長。

○選挙管理委員長 1 この度の市長選挙について

このたびの市長選挙についてということで、ご質問は(2)、(3)についてでございますけれども、その中のまず1点目でございます。

告示前、数台の街宣車による連呼があったようだが、違反ではないのか。2点目は、違反であればどのような罰則があるのか。

そして3点目は、警察の指導を無視した行為についてどのような罰則があるのかということについてのご質問であります。

まず、1点目についてでございますが、告示前に政治団体が選挙運動を行った場合は、さきに述べたとおり公職選挙法に抵触します。市選挙管理委員会では、疑わしい行為を発見した場合は、直ちに取締りの権限のある所管の南魚沼警察署に通報をしております。

具体的には、告示前の選挙運動と思われる行為の場合は、公職選挙法第129条——これは選挙運動の期間に関する条文でございますが、第129条に違反すると考えられます。また、候補者の連呼などをした場合は、公職選挙法第140条の2に違反する可能性があります。これは連呼行為の禁止の条文でございます。

次に2点目の質問で、違反があればどのような罰則があるのかということについてですが、告示前の選挙運動として公職選挙法第129条に違反した場合は、1年以下の禁固または30万円以下の罰金となっております。

また、告示前に候補者の連呼などをして、公職選挙法第140条の2に違反した場合は、2年以下の禁固または50万円以下の罰金となります。

しかしながら、これはあくまでも公職選挙法に規定されている罰則であります。先ほど申し上げましたとおり、実際どのような違反行為に対して取締りをするかということは、警察の判断となります。

3番目の警察の指導を無視した行為についての罰則も同様でございますが、どのような取締りをするかは警察の判断となります。

以上でございます。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 1 この度の市長選挙について

それでは(1)についてです。同僚議員の質問に、部長のほうは指導をしていないということでもありますけれども、どういう理由で指導をしなかったのか。元市職員が関わっていたからなのか。その辺お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 この度の市長選挙について

これはちょっと私が答えかねますので、大変申し訳ございませんが、担当の部長から答えさせます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1 この度の市長選挙について

今回の選挙、市長選挙ということで、自分たちの組織の長を選ぶという選挙で、非常に微妙といいますかデリケートな選挙でした。そんなことから、なかなか指導がしづらかったという部分があります。そんな心情を持ちながらの対応をせざるを得なかったという部分がありまして、ちょっと反省もしているところですが、指導が難しかったということでもあります。市長も黒滝議員の答弁で申し上げましたけれども、やはり選挙運動をされる方のモラルが大変重要かと今、感じているところでです。

以上です。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 1 この度の市長選挙について

40年ほど前、私を指導した職員がまだ目の前に何人かおられるわけですが、建築確認の仕事をしていまして、いろいろ多分ここに3人ぐらいまだ、私をいじめたわけではない、指導してくれた人が何人かいるわけですけれども、その当時は道路占用のほうは非常に厳しくやられたというより指導を受けました。ただ、これを指導しないで、ではこのまま例えば構造物を官地に建てたとしたならば、これはどのような罰則を受けるのか、確認をしておきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 この度の市長選挙について

この点についてはちょっと、私が用意がございません。どのような罰則になるのか、これについては担当する担当課のほうから答えられればお願いしたい。道路占用の関係だから、建設部のほうから答えてもらいます。

○議 長 建設課長。

○建設課長 1 この度の市長選挙について

罰則についてでございますけれども、道路法の第71条で道路管理者等の監督処分という項目がございます。それに違反した場合ということで、罰則についてはそこまでちょっと記載がされていないのですけれども、第71条で道路管理者等の監督処分という項目がございます。(当日訂正発言あり)

以上になります。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 1 この度の市長選挙について

罰則がないということになれば、ちょっと甘いのかという気はいたしますが(1)については終わります。

今日は、選挙管理委員長、お忙しい中、答弁をいただきありがとうございます。同僚議員が午前中にもうかなり質問しておりますので、あまりいっぱいはないのですけれども、例えば子供さん、18歳未満の人が街宣をやる。こういうことというのはどういう違反なのか、大丈夫なのか。

それと、もう1つだけ。通告していないのですけれども、多分、答弁はできると思います。まだ立て看板の残骸が残っている。これは多分、他人では片づけられないものがあるのだろう。本人が片づけるべきだと思うのですが、その辺はどういう指導をするのかちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議 長 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長 1 この度の市長選挙について

ただいまの件につきましては、書記長に説明をしてもらいます。

○議 長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長 1 この度の市長選挙について

未成年の選挙活動については、一定の制限が当然ありますので、例えば未成年が投票を促すというか、ということではできないものと考えております。

もう1点、看板の件ですが、いろいろな看板があると思います。ただ、当然ここまでのお話のとおり、設置する方が管理者なり所有者との合意のもとに設置しているものと考えておりますが、そうではないものについては、通常は設置された側というかが自らの管理地なわけですので撤去することは可能だとは思いますが、その物自体は設置した人の物ですので、それを処分できるかどうかというような、法令でいけばそういった問題が出てくるとは思いますが、一般の方から自分の用地にそういったものが設置されていたと問合せがあった場合には、それを設置したと思われる政治団体なり、確認団体にこちらから撤去すべきですということを、お知らせをしております。もし、民地でそういったことがあればご連絡いただければ、それを設置したと思われるところが判明していれば、選挙管理委員会のほうからも撤去をお願いをするというか、依頼をするというか、そういうことはできると思っております。

以上です。

○議 長 12 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 1 この度の市長選挙について

分かりました。法令にのっとってきちんとその辺はやっていただければと思います。

3 番については、答弁をいただきましたが、日本の最高機関である立法府の現職が警察の言うことを聞かないというのは、いかななものかと私は感じております。項目1については終わります。

2 市内無人駅の安全対策について

続いて、市内無人駅の安全対策について質問します。市内には無人駅が私が数えれば6つあるかと思えます。塩沢駅は多分、時間により駅員がいるのではないかと思うのですが、無人駅は特に夜、危険だと思われれます。防犯カメラが設置された駅もあるようですが、無人駅全体ではどうか。防犯カメラよりもやはり電車の到着に合わせて人員を配置したほうがよいと思います。以前もちょっと質問したと思いますが、JRとの協議はどうなっているのでしょうか。本当、警備員でも十分だと思います。到着時刻に合わせていただければ安心かと思えます。

特に、人けのない駅があるわけです。下りの午後10時頃の電車もあるわけですが、うちの娘がかなり前に越後湯沢から帰ってくるときに、午後10時頃の電車を迎えに行った覚えがありますが、そこには何か不審と思われる県外ナンバーの車があったり、なかなかちょっと心配かと思うようなところがあります。

今日、除雪については通告がありませんでしたのでしませんけれども、JRの除雪体制についてもこれからちょっと何とかお願いできないものかとは思いますが、降るたびに止まっては——これも何度か質問しています。答弁は要りませんが、そう感じていますのでよろしく

お願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 市内無人駅の安全対策について

それでは、鈴木議員の2つ目のご質問に答えます。市内の無人駅の安全対策であります。鈴木議員からは、平成27年3月の議会、これが最初の質問だったかと記憶しておりますが、一般質問がありまして、以前からご心配をいただいているところであります。特に大沢駅については、非常に山に沿っているというか山際に立地していることから、特に夜間の暗さは指摘されるとおりだと思います。私も電車に乗って帰ってみようと思うときもあって、夜、誰も乗っていない電車に乗っているのも不気味ですけれども、やはり戸を開けて真っ暗というのは本当に怖いと思います。

石打駅もそういう状況がありまして、あそこはまた通路が長いのです。地下みたいなところをくぐっていく。女性だったらこれは嫌だろうなど、本当に思いますけれども、この件につきましては何らかの対応、対策ができないか、JRにも相談をした経緯があります。というか、毎年、JRには要望というのを行政として行っていますが、JRさんからの回答は、照明の問題でいいますと、ホーム上の照明の明るさについては、社内基準を満たしてはいるが、現に恐怖を感じるという声があるのであれば、照度というか明るさを上げるしかない。上げることができないか、内部では検討してみるということでした。しかしながら、今回改めて検討状況を、議員からのご質問があったこともあって、改めて質問をしたところ、照度の向上や照明の増設はできないという判断に至ったということで回答が来ました。

防犯カメラのことも言っているのでしょうか。防犯カメラにつきましては、鉄道施設への防犯の観点から、JRが設置をしているものですが、ついでところはあるのだそうです。他の無人駅も含めて、今無人駅が多くなっているわけですが、その設置状況についてはセキュリティー上公表していない、聞いても教えてもらえないという状況であります。

列車の到着時刻に合わせた駅員の配置という提案。議員はこのことを先ほども強調されております。この件につきましては、そのような形が取れば、利用者の安心度は確実に高まると思われますが、全国的な流れとして、駅の無人化を進めている現状の中では、やはり難しいとの回答であります。

全体として、JRが駅の無人化を進めているという中で、さらにこのコロナ禍ということで、鉄道収入の部分については大変な影響があるということ。これは私どもも株主になっている民間の鉄道会社の経営状況を見ても、如実に表れていると思いますので、なかなか改善するのは難しいのかなと思います。

私はここにメモがありまして、様々な質問事項をJRさんに確認をしているわけですが、議員にお見せすると恐らく即答されるのではないかと思いますので個別には申し上げませんが、今ほど申し上げていただいた除雪の問題も含め、なかなか我々が思うとおりの回答はいただけないという状況でございます。

以上です。

○議 長 12 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 2 市内無人駅の安全対策について

高校の P T A のときに、20 年以上前でしたか、六日町から下側の通学者が、電車の本数が足りないから増やしてほしいという要望を、多分 20 年以上していると思うのですが、全然前に進んでいないのかなと私は思うのです。あまり J R を言うと、やめるなどと言われると困るのですが、J R 東日本自体の連結決算というのは、数千億円の黒字が、今年はちょっと分かりませんが、そのぐらい出ているわけで、やはり沿線住民に還元するべきものはすべきところかと。ならば、取締役若い娘さんがいたら、1 回その駅に降りてみてくれという考えも持っています。もし、ホームから転落したら、この冬の時期、誰が助けてくれるのかとそんな気もしますが、どのような方法で、市長がどのような機会に J R にまた要望していくのか。それだけをちょっと確認の意味で聞いておきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 市内無人駅の安全対策について

毎年の要望会、ここで——言葉はちょっとあまりふさわしくないかもしれませんが、そこで述べていけば事が前に進むかという思いは、毎回やっているわけですから。そして、回答はいつも同じでありますので、少しいかがなものかと思えます。

加えて言うと、新幹線の要望会。これは新潟県における新幹線の——今年は無くなったが、こういうことでも参加しているのです。新潟市長が親方で我々を連れて歩く。今回これは所期の目的を達したということで解散。なかなか J R さんとの接点が以前のようにあまりできない。

あえて言うならば、今回、国土交通大臣にも先般、数週間前にお会いしてまいりました。道のことで行ったのですけれども、はっきり言えば国土交通大臣が所管の省庁でありますので、そういう皆さんの中で、全国、これは私どものところだけではないので、そういう意味では市長会なりというところからの活発な活動とか、そういうこともあるのかと思っております。

いずれにしても、石打駅も完全無人化。この間は五日町駅から乗りましたが、切符をどこで買ったらいいのか分からない。本当です。待っている間、何というのですか、私は男ですけどもやはりいい気持ちはしないのです。そういうことも含めて、少しあらゆる機会を見つけてやりたいと思っておりますが、なかなか本当に難しい問題だと・・・しているところがあります。

○議 長 12 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 2 市内無人駅の安全対策について

私も五日町駅から 2 度ばかり乗車証明書を降りた段階でもらって、2 度乗り遅れて、240 円で帰れるところを、7,000 円ほどかけて家に帰ったことがあります。なかなかそれは私のせいでもあります。2 番については、ぜひお願いしたいと思えます。

3 グリストラップの汚泥処理について

3番に行きます。グリストラップの汚泥処理についてです。昨シーズンは、暖冬少雪、その後の新型コロナウイルス感染症の流行、このダブルパンチで地域の飲食、宿泊業、それに関連する事業が疲弊しきっています。グリストラップの汚泥処理はかつて市で処理をしていましたが、今度は民間1社で処理をしています。価格も多少、高くなっているのではないかと思います。

市では3年間、75%、50%、25%と補助を計画していきまして、今年度は50%据え置いているということですが、業界は助かっていると思っています。来年度から汚泥処理に対する補助はなくなるわけですけれども、今後どういうお考えがあるのかということをお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 グリストラップの汚泥処理について

それでは鈴木議員の3つ目のご質問のグリストラップの件であります。次年度からの補助の考えについてお尋ねであります。南魚沼市グリストラップ汚泥等処理費補助金制度につきましては、市の旧し尿処理施設廃止に伴う処理の民間移行によって、使用者の処理費用が大変上昇するということになりまして、負担軽減の措置として平成30年度からの3年間に限り時限的に導入したものです。これは先ほどのお話のとおりであります。

この補助金については、3年間で段階的に補助率を縮小しながら、劇的な料金の値上がりを何とか負担をかけないようにということでやりました。これは要望活動を受けてのことから始まったこと。本当にこの間のことのように、既にそれから時間が経過しています。今回、新型コロナウイルス感染症の対策で市独自の経済支援策の一貫として、補助率を25%から50%に引き上げて運用しているところであります。

感染の拡大が落ち着きまして、GoToトラベル、GoToイートといった国の経済支援策の開始により、ようやく地方の関連する業界も明かりが見え始めたところでありましたが、一転して、今回再び厳しい年末を迎えています。スキー場関係においても同様だと思います。

今後の社会情勢がなかなか見通せない状況にある中、このまま市内、あるいは国内経済の状況がどのように移行していくのか、予断を許さない状況にあると思っています。この補助事業だけを言うわけではありませんけれども、ほかの経済支援策との整合も図りながら、状況を見極めて最善の支援策を検討していきたいと思っています。今回は、大変あれですが要望も兼ねてのご質問と私は解しております。その心配の向きだと思いますので、これらにつきましては、十分市内の経済状況、業界のやはり打撃のありよう、これらを勘案してこれから対処してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 3 グリストラップの汚泥処理について

一般質問は要望会ではないということで、要望ではなく、やる気があるかないかだけを確認しました。せっかく担当に通告をしたので、市内で最高額を払っている方というのは、ど

のぐらいの金額を払っているのか。それと、市でやっているのと――。一問一答か。それをひとつ答えてください。

○議 長 市長。

○市 長 3 グリストラップの汚泥処理について

大変な額であると思いますし、業者はどなたかというのは分かっているのですが、ちょっと金額については担当のほうに答えさせます。

○議 長 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 3 グリストラップの汚泥処理について

昨年度の令和元年度のデータになりますけれども、最高額は処理実費で103万円の事業者が1件。その次は80万円が1件になっています。

以上です。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 3 グリストラップの汚泥処理について

分かりました。それで、これを民間がやるようになって、市でやる場合と価格がどれぐらい違ってきたのか、分かったら答弁願います。

○議 長 市長。

○市 長 3 グリストラップの汚泥処理について

これにつきましても、担当部、担当課のほうから答えてもらいます。

○議 長 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 3 グリストラップの汚泥処理について

処理単価につきましては、市でやっていたときが2.8円。それが民間移行になりまして24.6円で、21.8円の処理単価の差額になっていますので、当初と比べまして大体9倍の差になっております。

以上です。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 3 グリストラップの汚泥処理について

分かりました。(1)は分かりました。

次に(2)、農業集落排水の施設が空いてくるわけです。民業を圧迫しない程度というところちょっと語弊があるのか、市直営では多分やらないだろうとは思いますが、どなたかやる方があればやはり競争をすべきかとは思っているのです。この単価を見ると本当に何倍にもなっているというような話もありますけれども、農業集落排水施設を民間の方が使えるかどうか分かりませんが、そういう考えというのはあるのかどうか、確認だけしておきます。

○議 長 市長。

○市 長 3 グリストラップの汚泥処理について

これは私が今思っていることで、もし、そういう認識ではなかったぞということになった

ら、ちょっと訂正するかもしれないので聞いてもらいたいのですけれども。これを造る段階で、議員はもう当然ご存じのとおりですが、これまでが異例に安かったのです。そして、今の処理代が高いかという、そういう問題ではなくて、本来はやはり産業廃棄物なので負担をしなければいけなかった。私も含めて、鈴木さんの恐らくご商売も含めて、これは負担をしなければいけなかったわけけれども、異常に安かったのです。ここが一気に当たり前の値段になったときに、この反動だと思います。

では、いろいろなところの受け皿として、いろいろなところが造って価格競争ができるかという、そういうものでもなかなかないと思います。もしかすると市外のところに出している人もいるかもしれません。例えば、十日町市だと恐らく市外の民間業者で処理しているのではないかと。要するに、一般の事業系については市が関与していないからです。そして、小千谷市だとこれも産業廃棄物なので市は関与しない、そういう状況であります。

我々のところは、やはり施設をきちんと持とうということで造らせてもらった。このときの経過として、今ほど話があった民業をまずは圧倒しないこと、そして従前の量をきちんと担保してもらうこと。これらによって、民間の処理業者はそれをきちんと当てにして、施設を造っているという観点があります。ここは、やはりお互いの信義も含めて、違う道筋は私は選べないと思っています。もしやるのであれば、今回のことが常態化してはいけません、本来は事業者がきちんと払うべきものである、今のコロナ禍とかの厳しさがある中でこれを払えないということになれば、それは経済支援策としてのやはりありようを考えていくこと、こちらのほうが先に考えなければいけない視点だと私は思います。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、鈴木一君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで、休憩といたします。再開を3時ちょうどといたします。

〔午後2時41分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後3時00分〕

○議 長 質問順位12番、議席番号16番・中沢一博君。

○中沢一博君 今回の初雪でこの大雪であります。昨年度の冬季シーズンの降雪量を上回ると。もう既にこの何日間で上回るという報告がありました。昨日には、市で集中降雪による災害対策本部も設置されました。生活現場も一時的ではありましたが、ガソリンの不足、灯油の不足、そういうような現状が出ました。災害救助法も発動になり、コロナ禍の中、年末年始にはまた大雪の予測が出ております。先行きの不安が募るばかりであります。私はこの状況を鑑み、今後のまた状況を見た中で、非課税世帯、ある面では福祉灯油等の発動を私は考えるべきではないか。状況を見た中で結構でございます。

また、高齢者や要援護世帯などへの住宅除雪援助の拡充の追加等も検討すべきではないか。今はまだ何も言えませんけれども、先行きがこういう状況であります。早めに考えていただきたい、そのように思う次第であります。

それでは通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

1 コロナ禍において、生活・経済支える切れ目のない対策を

今回は大項目3項目を質問させていただきます。最初にコロナ禍において、生活・経済支える切れ目のない対策をと題して質問させていただきます。コロナ禍における生活・経済支援策は、今年3月議会から4議会連続の質問となります。それだけ長期間になっている現状に、市民生活は、経済は大打撃を受け、先が全く見えない泥沼のような不安状態が続いております。

そのような中、先日、政府は12月8日に今年度第3次の補正予算と来年度予算を一体化した中で、事業規模73兆6,000億円の総合経済対策を閣議決定いたしました。そして昨日、12月21日でありますけれども、2021年度の国の一般会計総額を106兆6,097億円という莫大な数字、政府は閣議決定をし、そして新型コロナウイルス感染症克服への総力を挙げると発表されました。当市においてもコロナ禍の中から市民を守り抜くために、命と生活を守り、そして経済を支え、再び成長軌道へと押し上げるべく、まさに切れ目のない対策で、安心と希望をスピード感を持った中で、総力を挙げて取り組まなければならないと感じるわけであります。

そこで大切なのは、感染拡大防止と経済活動の両立が図られ、積極的な支援を一日も早く実行に移すことであります。まさに待ったなしの状況下の中であります。そうした中、2期目のスタートを切った林市長に具体策を伺うものであります。

1点目であります。3密対策に対する、市独自の新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援金についてお伺いします。このことにつきましては、9月議会でも質問させていただきました。市長からは、状況を見た中でとの答弁をいただきました。まさに私はそのときと感じますが、見解をお伺いさせていただきます。

2点目であります。新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、第3波が当市にも影響し、基幹産業である観光産業の1年中で一番と言っていい稼働期に、GoToキャンペーンが中止となりました。全く予断を許さない、窮地に陥ったと言っても過言ではない状況下となりました。このままでは年を越せないと言行政にも現場から多くの声が届いているかと思いますが、これも9月議会よりさらに悪化しております。まさに、市独自の第2弾事業継続給付金の早期実施を求めるときと私は感じておりますが、発動の時期という考え方につきまして、再度お伺いするものであります。

3点目であります。全国的に感染拡大が進む中、市独自のプレミアム付き飲食・宿泊券の使用期間延長についてお伺いいたします。市長は、当市では新型コロナウイルス感染症は現状では収束し、業者の皆さんを救いたいという思いを考えて延長はしないとおっしゃいました。市民からも景気刺激策だけでよいのか。また、12月10日現在、換金率が83.9%の中、県の新型コロナウイルス感染症に対する警報が発令されている中で、市民感覚との乖離はないのかお伺いするものであります。

4点目であります。未来を担う若者にコロナ禍の中、エールを送らなければなりません。

同僚議員からの質問もありました。その答弁の中には、昨年度から今年度はインフルエンザという部分は、なかなか起きていないという、そういうことで考えはないということもありました。しかし、私はこういう状況の中だからこそ、やはり幼児だとか小中学校、高校と全員したいのでありますけれども、財源確保の必要もあります。差をつけることは、私は個人的には好ましくないことでもありますけれども、せめて進路選択の大事な時期である、中学3年生と高校3年生を対象としたインフルエンザ予防接種の助成と、そして当市は65歳からの助成はしています。だけれども、60歳から64歳までの、今、心配されている、心臓や肝臓、呼吸器などの器官疾患のある方に、また、妊婦の方々に予防接種の助成を、今年は考えるべきではないかという見解を伺うものであります。

以上、大項目1点目、コロナ禍において、生活・経済支える切れ目のない対策をと題して、スピード感を持った中での執行部の答弁を期待し、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長 中沢一博君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長 それでは、中沢議員のご質問に答えてまいります。

1 コロナ禍において、生活・経済支える切れ目のない対策を

まずは1つ目のコロナ禍において、生活・経済支える切れ目のない対策についてであります。

1つ目の3密対策に対する、市独自の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援金。支援金だけではなくて全体の経済支援策ということで解してよろしいでしょうか……（何事か叫ぶ者あり）はい。ほかの議員からもいろいろなご質問がありました、現在、進めている雪恋プレミアム旅行券。こういったことも制度はつくったが、今のところなかなか厳しい状況があるということがあります。そして、金融のほうもこれはかなり制度的には、国県が用意をしていますが、市のも含めてそうですけれども、これらを借りて本当に返せるのかという切実な声も伺っているところであります。

そういう中で、今、何を打つべきかということについては、正直なことをもう吐露させていただければ、本当に何をやったらいいのだという思いにも駆られております。もし、例えば議会の皆さんのほうから、こういったことを打つべきではないかということがあれば、それは聞き耳を立てて私も聞かせていただいて、一緒に取り組ませていただきたいと思います。様々な状況を勘案して何をやるべきか本当に迷っているところであります。経済刺激策を今打ち出しても、なかなか難しいのではないかと、前の議員の皆さんへの答弁と重なる部分になりますけれども、そういうふうには思っております。

1番目の支援金も含め、2番目のほうの答えにもつながっておりますが、第2弾となる事業継続給付金、こういった要素を含んだもののほうがいいのかということも含めて、今考えさせていただいております。今日ここで、具体的にこういうことをやる、そして皆さんにお諮りをするということまではちょっと至らないということが残念でありますけれども、そういう答弁にならざるを得ないかと考えております。本当は現金給付というようなところも、

別の議員の方から話が今日ありましたが、では、どの辺の業態の皆さんまでを全部やるのかということも含め、かなりいろいろ厳しいものがあるかと思えます。

2番目のご質問のところの事業継続給付金についても検討はいろいろしているのですが、やはりこの点がいい悪いということは、庁内でも議論がまだ定まらないところがございます。これらについて、しかし早急にどのようなことが打てるのか考えてまいりたいと思えます。

3点目のご質問になるところの、プレミアム付き飲食・宿泊券の使用期間の延長、市民感情と乖離がないのかというご質問であります。この辺は議論が分かれるところだと思えます。私の立場としては、様々なご意見を伺っています。議員のご質問の趣旨に立ったような発言は、かなり多くあります。要するに期間を延長しろということではありますが、現状の今日現在に至るまでの使われ方の率を見ていきますと、かなり年内の利用の部分でそれが進むというふうには実は判断をしております。

昨日の議論の中にも、議員の方からのご質問でも答えていますが、このことはやはり一番は、早く換金するという視点が、最も大事であると思えます。要するに、利用者のほうの新型コロナウイルス感染症の例えば第3波の恐れから外に出たくない、店には行きたくないという観点。これをできればテイクアウトや様々な観点で、なるべく使っていただく。一番苦しいのは今だと思えますので、できれば年内のうちにここで使っていただくためにも、期間延長については、いろいろなご指摘や話がありますが、実はやらないできました。

私がもう1つここで加えて言うのであれば、この使用期間はそのまま進めさせていただき、次への希望につながる新しい——これは新型コロナウイルス感染症が、今、非常に心配されているこの時期に打ち出すのが難しいのかもしれませんが——業態を超えて飲食や宿泊だけではない、様々な地域振興的なものに触れる、例えば今日は理容業、理髪店さんとか美容師さんのお話をどなたかの議員がされました。こういったところも、私は今回の選挙は大変ありがたい機会であって、いろいろなところでいろいろな方々とお会いして、例えば床屋の皆さん、美容室の皆さんは、この新型コロナウイルス感染症はどういう影響でしたかということ、自分としてはなるべく心を砕いて聞いてまいりました。この中で、市長、お前さんは分かっていないなとお叱りも受けたのです。何を言うかということ。改まった晴れの日の舞台がなかなかない、会合がない、式がない。そういう中で、やはり床屋に行く率、美容室に行く率が減っているのだと。お前さん、それに気がつかないかということ、これはお叱りも含めて実は大変多くいただきました。

プレミアム付き飲食・宿泊券のときには、そういうことを網羅せずに進めたわけですがけれども、次なる手、そういうときには、様々なそういうところも含めて勘案していかなければならないのではないかと。例えばいつからこういうことを発行しますということと言えるとしたら、少なくとも希望を持っていただけませんかということの観点も含めて、今回のプレミアム付き飲食・宿泊券は12月いっぱいを使い切っていただく。そういうところを揺るがない気持ちでやること、これも非常に大事なことだと私は思っております。加えて次の希望を見出しただけのような施策展開が同時にあるべきという観点で申し上げております。

4番目のご質問のことです。20番議員にお答えしましたが、現在、インフルエンザ予防接種の拡充につきましては考えておりません、という話をしました。しかしながら、いろいろな形で自分としては、今いろいろなことを考えなければいけないかと、今日は実は思っているところです。議員ご提言の、中学3年生、高校3年生、こういったこともあるという思いがしております、この年の子を持つ親の気持ちになったら、または受験生の気持ちになったらどうであろうかということで、今、非常に思いを今日は一日巡らせているところでもあります。このことは、今日ここで必ずこれをやり遂げるとか、やるとか、そういう発言は控えさせてもらいたいと思いますが、十分、庁内でこの件は検討させていただきまして、早急に方針を決めてまいりたい。

しかしながら、いろいろな医療的、または保健的な専門的な見地からも、果たしてどうであろうかということも加えてやらなければ、どうしてもある種の、私にとっては感情論になってしまうとうまくないので、そういう施策展開はしないように気をつけながら、しかしながらどういうことができるかということをも十分検討を加えて、結論を出したいと考えております。

以上であります。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 コロナ禍において、生活・経済支える切れ目のない対策を

それでは、1点目から再質問をさせていただきたいと思っております。市長の心の板挟みを察しております。本当に何をしたいかわからない。刻々と迫っている現実の中で、決まっていない状況かと思っております。今いろいろ検討しているかと思っております。だけれども、このまま日々がどんどん、どんどん進んでいってしまいます。正直言って、市長がいつこの部分を市民の皆さんに、こういうことをやりますと言って、例えば臨時議会を開いてもいいです。どういう内容かは別としてでも、今、思っておられることを私たちにご提示できませんでしょうか。お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 コロナ禍において、生活・経済支える切れ目のない対策を

必ず必要があるというふうにはまず1点、思っています。時期も失してはいけないという思いがあります。ここで、この日にこういうふうにはやるとは言いません。しかし、この決定のプロセスとしては、議場の皆さんにきちんとお諮りをする。そして、私はこれを求めたいのは、私が先ほどから苦しい答弁を続けているとお感じではないですか。議会からも具体的に提言があつてしかるべきです。そういうことを、この新型コロナウイルス感染症の最初から、皆さん一緒にやりましょうと言ってきました。私は少しその辺が少ないのではないかと思っているところがあります。

なので、市長だ、議会側だということではなくて、こういう施策展開が必要ではないか。今回の新型コロナウイルス感染症だけは通常と違うという位置づけで、議会の皆さんと一緒にやってきたつもりです。

そして、専決云々の話がありました。基本的には専決も含めてこれはただ単に専決をよしとしてやるのではなくて、必要なときにはどんどん決めさせてもらう。そのことまで語りながらも、この新型コロナウイルス感染症の経済支援策については心を砕きやってきたつもりですし、これからは終息まではそのスタイルを貫こうと思っています。

しかし、必ず臨時議会等をきちんと開催してやっていきたいことは、当然ながら真っ先に考えながらやりますが、できれば皆さんからそういういろいろな提言があれば、今日この場でも結構ですから私にお示しをいただきたい。私も思うところがありますが、私は市長という立場で予算の決定権や執行の責任権者でありますので、ここで言うということは、言葉が独り歩きしますので言えません。

しかし、先ほどから申し上げているなかなか経済刺激策として今は難しいのではないかということになれば、給付型のそういう形を取るのが一番考えるべき視点ではないかということ、私は申し上げているつもりでありますので、あとはお酌み取りいただけるかどうかという観点。そして、できれば市長対質問者の、これは同等の議論を戦わせる場ありますので、ご提言があつてしかるべきと思いますので、そのことをもって答弁させていただきます。ぜひとも期待申し上げたいと思います。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 コロナ禍において、生活・経済支える切れ目のない対策を

市長からも執行権は市長にあるという中で、こういう貴重な時間をいただきました。そこで私は1点目に、そこに掲げてあるように、今やらなければいけないのは、やはり感染対策なのです。飲食関係だから、現場の声を伝えさせていただきますと、これだけ長期化していると。例えばこんなアクリル板だって、議場はこんなに立派なものを作りましたよ。みんな必死で今、作っていると思います。これだけ売上減になってくると、なかなかそのお金すら大変なところもいっぱい出てきているのです。アルコールだってどんどん、どんどん消費しております。人数が来なくなつて、来られれば一生懸命やっています。この会場だってやっていますよ。そうしながら、何とか感染を出さない、そんな思いをして、経済を一步でも前に進めたい。そのように思っているわけです。ですから、私は9月議会にも言った、今しかできないことは何か。それは県から出たように、新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援金というものを、私は発動して頑張りましょう、みんなで。そして一步前に出ましょうと、そういう強いメッセージが欲しいのです。いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 コロナ禍において、生活・経済支える切れ目のない対策を

新しくそれをやれということですね。市はやってこなかったわけではないのです。これは固定費という中に、そういったことも使える形で出したのです。なので、そういう対策を打っているところはもう既にやっていると思います。私も営業をやっている、家業的にはやっている人間ですので、全てそれをやっています。大変なお金がかかるかということ、私はどこまでやるか分かりません。例えば、機器を取り換えるとかそういうことになったら大変です

が、悪いのですが商売をしている人間としては、こういうことぐらいやることは、我々が用意した固定費の中でできたというところもあると思います。

しかしながら、話の向きとしてそれはその時だった。今回、この第3波におけることの中でどうしてもやろうということであれば、そういう提言の仕方であれば私はなるほどと聞いています。

これまで市がそういう感染対策の部分で、そういうことに使えるお金を用意しなかったかというそれは違いますので、これはご了解していると思います。しかし、あえてこの時期もう一度それをやって、安全対策に徹底してやっているのだということでの呼び込みも含めた形を取ればいいということであれば、それは言えると思います。しかし、その業態に限られてしまいます。全体としてどうなのでしょうかとこの思いがあるので、しかし一本だけの政策ではなくてもいいという観点もあるのでそれもやり、それは大小ありますが、全体の業態にきちんと及ぶような施策展開も必要だということであれば、私はなるほどと思って聞かせていただきたいと思います。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 コロナ禍において、生活・経済支える切れ目のない対策を

これは一本云々という部分ではなくて、その一部として考えていただきたいというのが現場の声だと、私はそれを代表で言っているつもりであります。隣の魚沼市さんも、三密対策支援金20万円の部分が出ました。前にも言ったように、7月末で補正で、補正で、あっという間になくなったのです。そのぐらい、現場はそれを必要としているのです。隣の自治体云々と私は言いたくないのですけれども、それを独自でもやっています。県下でもやっているところが出てきています。そのぐらい今、長期化になっているのです。

そのお金すら大変になっている現実、本当はそんなのはみんな出したいのです。けれども、市からのメッセージを、頑張れというメッセージを、私はこういうものに例えてでもやる一つだと思います。私はそういう部分の考え方をお伝えしたつもりであります。

そうした中で、あえて聞かせていただいて本当に恐縮ですけれども、市も一生懸命どこよりも早く感染対策はやってまいりました。進んできました。いつも言っているように、宿泊業は今149軒協定を結んで登録をしていると聞いております。全体で今197軒と聞いております。そのうち149軒であります。飲食関係は前回、市長はなかなか全体的な組織ができていないという、そういう話もいただきました。そして、それに携わっているのは食品衛生協会さんであるというふうなことも聞かせていただきました。それも1つの案ですね、ということも聞かせていただきました。その後、そういう部分の動きはどのような形で担当部署は進めておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 コロナ禍において、生活・経済支える切れ目のない対策を

食品衛生協会さんのことでもあります。その前に、もう感染症対策推進協議会のほうで、飲食店のことをどんどん始めています。これは議員も、観光協会関係のところにお出になって

いると思いますのでご存じだと思います。そちらのほうの積極性の中でやっていて、それが一番のことだと思いますので、その方向に私は委ねさせていただいているというつもりでございます。かなりの部分の皆さんが、本当に頑張ってやってくれていると思います。これが一番いい形ではないかと思っています。

食品衛生協会さん、そこが網羅していることは間違いありませんが、許認可関係の保健所の中につくられていて、どちらかという指導的な姿勢のある、そういうところ。これはお互いよく分かっている組織だと思いますが、それよりも自発的な、それに従事している皆さんからの本当の組織立てで、きちんと感染症対策推進協議会に参加をしてやっていくこと、これが何よりだと思います。加えて、先ほどの安全対策についてのことは、これは十分また考えてみたいと思います。

いろいろな視点があると思うのです。PCR検査の観光事業者の方々が受けられるというところを取っているのは、ほかの市を比べるとかそういうことばかりをやると話が分からなくなってくる。私どものところは、そのことが非常に大きな新型コロナウイルス感染症予防策のテーマではないかということで踏み切っているという点がある。そういったところも勘案していただいて、しかしそれで足らざるところを様々検討せよということがあれば、それはきちんと聞き耳を立てて聞かせていただいて、やはり皆さんに提案できる内容をまとめ上げていきたいと考えております。

○議長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 コロナ禍において、生活・経済支える切れ目のない対策を

ぜひ、この一部分だけではなくて、総合的な部分で対策が必要でありますので、検討していただきたいと思っております。

そうした中で、やはり私は今回の例えば雪恋プレミアム旅行券。GoToキャンペーンが中止になりました。私は雪恋プレミアム旅行券がある面では希望だと思っております。本当に常連さんでこういう状況でも、今は自粛ムードでありますけれども、もう毎年、正月になったら行きますよというお客さんもいっぱいいるわけです。そういう方たちに、私たちは市でした雪恋プレミアム旅行券というものがある。これは本当に私はすごいと思います。よき判断だったと思います。ぜひ、こういう部分を本当に大事にしながら、やはり次のお客様、またリピーターにつなげていく、そういう戦いをやはりしていただきたいと思っております。

残念ながら、1万5,000泊の中で963泊しかまだ出ていないという報告をいただいております。6.4%です。そのぐらい、現実にはリピーターのお客さんでさえも、今、自粛ムードで考えているということです。そういうことを考えたときに、経済の部分、今どこかというふうな部分がありましたけれども、一番の部分は私が言わなくても分かっていると思います。

そうした中で、4月から9月の国内総生産、GDPは22.9%の増になりました。けれども、4月から6月期の落ち込みと比べると半分程度までしかまだ回復していないというふうな、そういう数字も出ております。そうした中で、今回、第3波が私たちのところへ襲って

まいりました。私が本当に心配しているのは、例えばG o T oキャンペーン、12月24日までにキャンセルすると国は50%補填してくれますというのがありました。だけれどもそこで、多分、市長のほうにも、担当部署にも多くの問合せが入っていると思います。この50%、事業者に出すのです。ところが、はっきり言ってエージェントさんなのです。

例えば、直接予約をいただいたのは、50%補填はないのです。エージェントさんのだって、4月、5月、全部、事業者が負担してくれましたと国は言っていますけれども、全然、事業者は負担していませんよ。全部、施設が負担しているのですよ。今回はこういうコロナ禍ですので、キャンセル料は取らないでください。現実には全部、現場が負担しているのですよ。今回だって50%、事業者にやるといっても本当に施設で困っている。もう仕入もした、人員も確保した、何とかしなければいけないこういう部分。市は、私が言っているこの50%が現場まで下りてくるのかどうかを、どのように把握されているのかお聞かせいただきたい。これは大事な部分です。市長にこんなことを聞いて申し訳ないのですけれども、本当にこれから大事な部分でありますので、お聞かせいただきたいと思っています。このG o T oキャンペーンのキャンセルについて、お聞かせください。お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 コロナ禍において、生活・経済支える切れ目のない対策を

G o T oキャンペーンのことは、担当の部長もしくは課長に答えてもらいますが、我々が委託してやっている雪恋プレミアム旅行券のことについても、キャンセルは、移動の制限が出た場合にはどうなるのだとか、様々なことが実は寄せられていて、いろいろな対応をしてもらっています。その見解も含めて伝えたりしていますが、今ほどのご質問の件につきましては、今申し上げたとおり、担当の部長もしくは課長に答えさせますのでよろしく願います。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 1 コロナ禍において、生活・経済支える切れ目のない対策を

今ほどのG o T oキャンペーンのキャンセル料の補填についてということで、私どものほうでつかんでいる情報ということになりますけれども、やはり議員おっしゃるようにエージェントさんがツアーを組んでいる場合については、エージェントさんが当然、手数料を取りますので、全てそこのほうはエージェントさんが宿泊のキャンセルを補填すると言いたいところでは。

ですので、エージェントさんと、それから宿泊施設さんの契約の内容にもよりますし、それについては私どもがはっきり申し上げることはできません。ただし、Bタイプだと思うのですけれども、そういう直接、宿のほうで取れるタイプについては、50%必ず入る形になっておりますので、そこについては事業者ごとに状況は違うかと思っています。

以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 コロナ禍において、生活・経済支える切れ目のない対策を

多分、私の意見が執行部と同じだと思うのです。事業者に、エージェントに50%行くのです。私たちはエージェントとの契約は、多分この業界の中におられる方は分かると思うのです。キャンセル料は正直言って1週間前とか3日前くらいから、キャンセル料が発生しないような契約が多いのです。そうなれば、私たちのところへは来ないのです。本当の現場を救えるよう、私はこの前、国土交通大臣ではないけれども、秘書の方に文句を言いましたよ。こんなのははっきり言って、全く現場のことを考えていないと。こんなのは施策ではないと私は言いました。

私は今後どうなるか分かりませんが、やはり現場を救うのが私は大事だと思っています。こんなことを皆さんに言ってもどうしようもないことなので、本当に申し訳ないのですけれども、怒りを皆さん方にしか伝えるところがないもので、お許しいただきたいと思えます。私も国に言いましたよ。本気にふざけるんじゃないと言って、言葉はちょっとごめんなさい、大変過激になりまして失礼いたしました。そのぐらい、現場は怒っているということ。ぜひ、それを皆さん方も共有していただきたいと思っています。現場を救わない施策なんてありませんので、私もこれに関して注視をしていきたい、そう感じております。

そうした中で、先ほど市長の事業継続給付金をぜひ、私たちも必死になってもう1回議会で、また市長から言われたものですから、議長もここにおられますので、私たちは正直言って、一般質問でも分かるおと、みんな思いはあるのですけれども、それを1つにまとめ切れなかったのは、もし、市長がそういう気持ちであるならば、これからまた議会運営委員会もありますので、いろいろ考えていきたいと感じております。

そうした中で3点目でありますけれども、プレミアム付き飲食・宿泊券であります。市長からは使い切っていただきたいということでもあります。私も現場から、私も同じ関係業界に携わっているから、本当はそうしてもらいたいのです。いろいろな考え方があるものですから、今からは言われたいのですけれども、もし、どうしてもいろいろな部分であった場合には、やはり私は何らかのことも考えていかないと、優しい行政にはならないのではないかと。

今からは言われたいと思えます。だけれども、まだ実際のところは換金率が83.9%で7,598万円も換金されていないのです。それを考えると、ここの10日間で凝縮しろというのは、本当に密集してきます。いろいろな考え方がある。我々のこういうところの考え方も正しいです。でも、市民の方の考え方も間違っていないと思えます。いろいろな考え方があるそういう中で、救いの手もやはり考えていくことも大事かと思えます。私の意見がちょっと極端過ぎますでしょうか。もう一度、見解をお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 コロナ禍において、生活・経済支える切れ目のない対策を

変な意味で聞かないでもらいたいのですが、今、飲食店がすいているということです。密になるような状態ではないと思えます。そして、移動制限がかけられているわけではありません。なので、これは繰り返しになりますが、そういう中で、今回テイクアウトで頑張っているところもあります。様々な使い方はあるわけでありますので、ぜひとも今年内で使い切

っていただきたいと考えております。

今日現在のものは、なかなか数字が出ない——ちょっと出ないけれども、大分使われています。その実感をもろんつかんでいます。なので、これはここにきていろいろなことで方針を転換するとか、それが行き届かなかった場合にまた困るわけです。そういうことも含めて、私は今回のやつはとにかくきちんと明記もして、使用期限を切ってやっている事業でありますので、これはじたばたせずになるべく皆さんから使っていただきたい。逆に言えば、議員諸氏からもそういうお気持ちがあることは、十分、分かっています。なるべく使ってくださいと。そして、飲食店は今、混み合っていないので、ぜひ出かけてやってください。そう伝えていただけませんか。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 コロナ禍において、生活・経済支える切れ目のない対策を

私は個人的には出かけるタイプでありますので、外食も今日も正直言って終わったら、家族で少人数でやろうかと考えております。いろいろな考え方があるということ、ぜひそこをやはり5万6,000人の市民でありますので、その部分も酌み取っていろいろな部分を考えていただきたいということ。それ以上はお伝えしませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

4点目であります。インフルエンザ予防接種の件、市長からも思いを巡らせてもらえて、十分庁内で検討しますということですから、それを期待したいと思ひています。本当に私はインフルエンザが流行しないようになってもらいたい。今からでは遅いのかもしれない。でもやはり若い方にエールを送る、私は市長が言っているそういう施策の1つではないかと思ひますので、十分庁内で検討していつていただきたい、そういうふうにする次第であります。

2 少子化対策における経済支援策について

次に、大項目2点目に移らせていただきます。少子化対策における経済支援策についてお伺いさせていただきます。少子化対策は当市の重要課題の1つにはかなりません。安心して子供を生み育てられる社会を目指す必要があります。そのためにも、経済支援策の強化をすることは欠かせないわけであります。9月議会に続いてまた再度お伺ひして申し訳ないと思ひておりますけれども、1点目の出産育児一時金の拡充についてであります。いよいよ来年度予算の編成時期に入つてまいりました。林市長は9月議会でも何らかの具体的な検討に入つている、そういう答弁をいただいたわけであります。もう少しお待ちいただきたいというご回答もいただきました。その後の経過をお聞きするものであります。

○議 長 市長。

○市 長 2 少子化対策における経済支援策について

中沢議員の2つ目の大項目、少子化対策における経済支援策についてです。1つ目はもう、中沢議員のずっと長いテーマとして掲げていただいている出産育児一時金の拡充であります。これは何回も同様の質問をいただいたり、また、今回の元気に育て特別給付金こういったこともありましたが、恒常的なものとしてこの制度をつくるべきであるという趣旨かと思ひま

す。

出産に係る費用が分娩する医療機関によって異なっておりまして、出産育児一時金の対象となる費用の範囲も医療機関が決定しているという状況です。これに対して、出産育児一時金は、一般的にどの保険者からも42万円が支給されていますが、保険者によってはこれ以上の額を制度化しているところや、付加給付として追加の支給を行っているところもあるということです。

出産費用は、年々増加する傾向にあることが言われていますが、出産育児一時金の対象となる費用の中には、分娩費や、また医療費だけでなく、個室を希望した際の室料差額、また食事においても特別なお祝い膳というのでしょうか、があった場合とか、個人の選択による部分も含まれているということでもあります。

議員がお話しされる出産育児一時金の拡充については、加入保険または分娩医療機関、出産のタイミング、妊婦の方の選択の結果などによって、個人差が必ず存在するということ。そして出産に係る経費として医療機関に支払う金額の平均が、50万円ほどと42万円を超えていること。加えて国策として少子化対策・子育て支援は重要施策であることをいろいろ考えますと、市町村による対応ではなくて本来は、何度も繰り返しますが、全国的に拡充を進めるべき施策であると。

これは象徴的な感じがします。何度もいろいろなほかの施策でも、子供は生まれてくるところを選べないわけですから、日本国民である以上どこで生まれようが同じサービスを受けられる。特に出産や子育ての部分については、私はそういうことで行政間で差があったり、それを人口減もあってみんな躍起になっておりますが、そういう中での競争の中でやるというのは、本当に嫌だなと思います。

しかし、議員のご指摘のところもありますので、いろいろ検討をしています。今回特に出生者の数が、令和元年度に対前年比で8割、313人、この前の年の平成30年度は392人あります。2割減という大きな落ち込み、これが一時的なものであるのか、令和2年度の数字を注視しています。現在、母子健康手帳の発行者数からの見込みでありますけれども、令和2年度は330人台になろうかと推定しています。

今年度については、先ほど言った、元気に育て特別給付金を国も地方創生臨時交付金の使途として認めてくれたということの中から、ということで決断とってはもう口幅ったい言い方であって、実はそういう制度になったので、できたということがございました。しかし、これが今年度で終了するということでもあります。

限られた財源の中ではありますけれども、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を推進していると、それを標榜している南魚沼市として、少子化対策は市の根幹をなすべき問題と捉えておりますので、議員からご提案いただいた、この経済的支援策を強化するとの考え方も、そういう視点からも少子化施策の1つとして十分検討を加え、成果を見るように努力をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 少子化対策における経済支援策について

努力をされたいという、本当に心強いお言葉をいただきました。私もここに所属している地方議員の一人として、やはり国のほうに、本部のほうにもこの部分を、市長がおっしゃっているように全国で上げなければいけない。国民健康保険中央会の平均が、今、市長がおっしゃる 50 万 6,000 円なのです。我が市は 46 万 2,000 円と聞いております。そうしたときに、42 万円という部分。やはり保険料が入ると実際 40 万 4,000 円です。やはりそこはどうしても頑張らなければいけない。行政としてまさに最初の部分。ある面ではこれから出てくる部分もありますけれども、本当に少子化の大事な部分であると、私は感じております。

今、国自体も、全国で希望出生率が 1.8 のところが 1.36 になったそうであります。今、市長も言ったように我が市も対前年比 8 割というふうな状況であります。そういうことを考えたときに、少子化は想定を上回るスピードでなっている。何らかの対策を打たなければいけない。今そのときが来ているということ、まざまざと政治に携わっているこんな自分でも感じているのです。

そういう面で、こんな形で言って申し訳ないのですけれども、私はせめて正常分娩ぐらいは、やはり負担してあげる。言葉は悪いですが、個人の云々それは度外視ですよ。それは個人の差ですから。だけれども、私は正常分娩ぐらいは、やはりみんなで応援できないのかという思いであります。市長の努力したいというその強い言葉に期待をしたいと思っております。よろしく願います。

あまりあえて言いません。例えば共済組合さんなどは、私も調べたら多分、今、42 万円に出産費附加金ですか、3 万円を足して 45 万円ですよ。そういう部分かと思えます。そのぐらいやはり差が出ている。それは自分たちのお金でしているわけですから、それはやむを得ないと思えます。やむを得ないというか、それでいいと思えます。自分たちのその分だけいっぱい積んでいるわけですから。そのぐらい、やはりどこもこのことは今、政策を打たなければいけない状況であります。

そうした中で、今、市長から 330 名ぐらいと。この前聞いたときは 350 名ぐらいではないかと聞きましたけれども、今は 330 名と言いました。頭のない私が計算しましたら、1,500 万円の予算を捻出すれば、平均の部分がカバーできるのです。私は必ずもう 1 年後は国がやってくれると思えます。そういうふうに私も、一生懸命訴えたいと思っております。せめて、できれば本当は来年度からしたいのだけれども、どうも来年度はやらないみたいであります。全国に先駆けて、当市としてこういう画期的な部分を発信し、全国のうねりを南魚沼市から上げてもらいたい、そんな強い思いであります。ぜひ、ひとつこの点よろしく願いたいと思えます。

では次、2 点目に移らせていただきます。不育症の支援策の拡充についてお伺いさせていただきます。これは 9 月議会には不妊治療の部分で質問させていただきました。その後、菅総理大臣から保険適用を目指すという、画期的なそういう部分がありました。そういう面で

は本当に喜んでいるわけでありませう。そうした中で、1月からですか、まず助成と保険の適用ということで、来年度は考えているようではございますけれども、初回30万円、それで2回目以降は15万円という上限。また、うちの市はどこよりも早く所得制限の730万円は撤廃してやっているわけでありませう。これは私はすごいいと思います。やっとう、国はそこのところまでいったということですね。そういう面に関しては、我が市はすごいいなと思っています。

そうした中で、私は不妊治療とともにどうしてもここでしなければいけないのは、不育症です。不育症も私は平成22年に提言させていただきまして、そのときもお話をさせていただきましたけれども、厚生労働省の調査では、流産の経験者は約4割おられるのです。妊婦の方の中で4割。そのうち、妊娠しても流産や死産を2回以上繰り返すという不育症の人は、約6%いるのだそうです。年間3万1,000人だそうでありませう。そうした中に、私は今、魚沼基幹病院ができた中で、専門的な適正な検査とか治療を施せば、85%が出産にたどり着くと言われております。

我が市も、県下で先駆けて、この部分は助成をしております。10万円を助成しております。だけれども、毎年、市からの報告を見ると、1年間にその助成人数はゼロであったり、多くても2人なのです。その実態を見たときに、私はこのところを、こんなに多くの方が悩んでいるのに、そこがなかなかない。その部分をやはりもう一度手厚くする必要も、同時に考える必要があるのではないかと考えるわけですね。市長の見解をお伺いさせていただきます。

○議 長 市長。

○市 長 2 少子化対策における経済支援策について

それでは、中沢議員のご質問に答えます。不育症の支援策の拡充推進であります。答弁をしますが、質問を聞いているとちょっとその部分と外れるところも出てくるのかと思いますので、足らざるところはまた再質問等でちょっと加えていただければと思います。

市では、平成27年度から市の単独事業として、不育症の治療を行っているご夫婦に対して、医療費の一部を助成することで、経済的、精神的な負担の軽減を図っています。これは保険適用外の不育治療費に係る医療費の自己負担額のうち、1回の治療期間について10万円を限度として助成を行うものです。妊娠はするけれども出産に至らない方、大変だと思います。出産を諦めずに治療を行ってほしいという思いから、奥さんの年齢が43歳になるまでは助成回数に制限なく、特に所得要件も課していないということでございます。いろいろな形で周知を図り、妊娠出産を望むご夫婦の経済的支援につながるよう努めてきているところであります。

国においても、今年の11月に不育症対策に関するプロジェクトチームが立ち上げられて、検討がなされているというところだと聞いております。経済的支援として、検査に対する助成金の創設、また有効性・安全性等が確立されたものについて、保険適用を目指すといった検討報告が示されていると聞いております。市としても、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

不育治療費の助成実績の状況は、現在20市中10市が取り組み、そして申請の実績では、

これはうちのことだと思いますが、平成 28 年度 1 件、令和元年度 1 件、この数について少ないのかと思いますが、数が多ければということの対象ではないと思いますので、この辺がどういうふうにあって、問題がもしあるとすればどのようなことがあるのかということは、いろいろ考えなければならぬと考えています。

以上です。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 少子化対策における経済支援策について

私も厚生労働省の文言を見ましたら、不妊治療も不育症も病気という、そういうことで載っておりました。先生がおられるからあれですけども。そうしたときに保険適用をされる部分とされない部分があるわけです。これは今後、その部分を拡大解釈していく中で、やはり国としてもやっていくべきであると私も思う次第であります。今、治療費は 50 万円以上と言われています。なかなか取っかかりが難しい部分でありますけれども、やはりこの部分も国の政策に、市がどこよりも早くしたことに関しては、私はいいと思っていますけれども、やはり市だけではなくて国の部分を期待したいと思っています。

それと同時に、相談体制ということも、ぜひ、現場は拡充していただきたいです。こういうことはなかなか相談ができないのであります。ぜひ、現場の部分としてお願いしたいと思っています。環境整備をよろしくお願いします。

3 当市のデジタル社会への挑戦について

次、最後の 3 点目に移らせていただきます。当市のデジタル社会への挑戦についてを質問させていただきます。新型コロナウイルス感染症の拡大は、日本にデジタル化の遅れという現実を突きつけました。来年 9 月にデジタル庁が設置され、行政デジタル化の司令塔として政府情報システムの整備、管理の基本的方針の策定、事業の総括に当たります。その中で、当市はまず行政手続など、どのようにデジタル化を進めようと考えているのか。また、庁舎の組織体制も併せてお伺いするものであります。

○議 長 市長。

○市 長 3 当市のデジタル社会への挑戦について

中沢議員の 3 番目のご質問のデジタル社会への挑戦であります。行政手続などのデジタル化でありますけれども、平成 25 年に電子入札システムをまずは導入した。平成 26 年には、市の図書館、えきまえ図書館本の杜に、図書館蔵書検索予約システムを導入し、図書の貸出し状況や予約の状況等を閲覧可能にしました。平成 29 年 1 月ですが、市の体育施設の予約状況を確認できる体育施設予約確認システムを、また同年 11 月には子育てワンストップサービスも導入し、現在はオンラインで児童手当の各種申請が可能となっております。そして、今年の 12 月 1 日からは、市税そして普通徴収の介護保険料、そして上下水道料をスマートフォンの決済アプリこれは P a y P a y、L I N E P a y で納付ができるようにしました。徐々にではありますけれども、デジタル化を推進していると思っております。

庁内の環境整備をちょっと触れて終わりにしますが、新型コロナウイルスの感染症対策と

して始めたというのが契機ですが、ウェブ会議ツールZ o o mを導入しまして、現在本庁舎の9か所の会議室に環境の整備を行いました。このZ o o mは、テレビ会議と同様に、映像と音声を使って、言わずもがなですけれども、そういうことがコミュニケーション可能になるということです。導入当初は戸惑いも正直言って少しあったのですけれども、移動時間が不要になること、当然、出張の経費が削減されること、あらゆる会議にいちいち外に出ていかなければいけなかった、もしくは市民の皆さんからや関係者には来ていただかなければいけなかった状況が激変したと思います。これは、新型コロナウイルス感染症だろうが何だろうが、これからはこれを駆使していかなければならないと私も思います。必要のない会議、いちいち全部集まらなければいけないというものでないものも多いわけなので、こういったことを使い分けていくことが非常に大事かと思えます。これは市民の皆さんの負担も軽減されると思っています。

今後のデジタル化については、総務省の電子自治体オンライン利用促進指針というのがあって、これ及び来年に新設をされる、議員のお話にもありましたデジタル庁の動向を見据えながら、検討してまいりたいと考えています。国においては、デジタル職の新設も検討しているようでありますので、職員のスキルアップ等にも取り組んでいく必要があると。これはもう、やらなければいけない時代になっていると思っています。

以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 3 当市のデジタル社会への挑戦について

デジタル化については、私の粗相で、これからの大事な部門なので、もっと時間をいっぱい設けた中で本当は質疑をしなければいけなかったと思います。そういう中では、時間が限られた中でお許しいただきたいと思っています。

これからのサービス、やはり福祉サービスを考えたときに、ここをどう進めていくか。大事な部門になってくるかと思えます。そういう組織の体制なども考えていかなければならない時期に来ているわけであります。そういう部分に関して、例えば、時間がちょっとありますので、例えば今情報管理室だとか総務課とか、商工観光課、これから企業の部分があります。どこがもとで進めようと、今、正直言って考えておられますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 当市のデジタル社会への挑戦について

先ほど、もっと重要なこともありますね。医療、それからケアシステム、全体の福祉、こういったものに遠隔化やデジタル化の中でやれる医療の現場が、様々あると思います。これにやはり当市の課題としても大きなものがあるので、取り組んでいくべきであると思います。

基本的には情報管理室がやると思いますが、既に学校現場はG I G Aスクールのところで、今、大変な苦勞を、これは全国的にあるのだと思いますが、うちもそうです。なので、この辺への増強といえますか、力の入れ具合をいろいろ考えていかなければならないのではないかと考えています。

○議 長 16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 3 当市のデジタル社会への挑戦について

今、情報管理室は3名体制かと思います。大きいものはやはり拡充していかなければいけないと思っていますので、今後の部分かと思います。情報化というと、なかなか高齢者が置いてけぼりになるのが現実であります。ぜひ、そのところを大事にしながら、情報弱者にならないように、取り残されないように、ぜひ、一つ一つ大事に進めていっていただきたいと思っています。

コロナ禍の世に、足下の部分と、これから未来に向けての部分、両方大変でありますけれども、頑張っていたきたいと思って、一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長 以上で、中沢一博君の一般質問を終わります。

○議 長 先ほど、議席番号12番・鈴木一君の一般質問に対して、建設課長より発言を求められておりますので、これを許します。

建設課長。

○建設課長 先ほどの鈴木議員の質問に対する答弁で、訂正がございます。罰則についてでございますが、道路法第102条第1項に記載があり、規定に違反した場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金ということでございます。

以上、訂正いたします。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

次の本会議は、明日12月23日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後4時01分〕